

## 【表紙】

【提出書類】 半期報告書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成19年12月10日

【中間会計期間】 第114期中(自平成19年4月1日 至平成19年9月30日)

【会社名】 シャープ株式会社

【英訳名】 Sharp Corporation

【代表者の役職氏名】 取締役社長 片山 幹雄

【本店の所在の場所】 大阪市阿倍野区长池町22番22号

【電話番号】 (06)6621—1221(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役経理本部長 大西 徹夫

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区市谷八幡町8番地  
(シャープ株式会社 東京市ヶ谷ビル)

【電話番号】 (03)3260—1161(代表)

【事務連絡者氏名】 経理本部 I R室副参事 松本 泰法

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

株式会社大阪証券取引所  
(大阪市中央区北浜1丁目8番16号)

株式会社名古屋証券取引所  
(名古屋市中区栄3丁目8番20号)

証券会員制法人福岡証券取引所  
(福岡市中央区天神2丁目14番2号)

証券会員制法人札幌証券取引所  
(札幌市中央区南1条西5丁目14番地の1)

シャープ株式会社東京支社  
(千葉県美浜区中瀬1丁目9番地の2)

(注) 東京支社は、金融商品取引法の規定による縦覧に供すべき場所ではありませんが、投資者の便宜のために備えるものであります。

# 第一部 【企業情報】

## 第1 【企業の概況】

### 1 【主要な経営指標等の推移】

#### (1) 連結経営指標等

回次	第112期中	第113期中	第114期中	第112期	第113期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	1,335,547	1,465,693	1,640,876	2,797,109	3,127,771
経常利益 (百万円)	65,296	81,325	72,168	150,852	170,584
中間(当期)純利益 (百万円)	36,492	46,540	43,310	88,671	101,717
純資産額 (百万円)	1,035,338	1,142,591	1,215,377	1,098,910	1,192,205
総資産額 (百万円)	2,492,122	2,751,067	3,079,821	2,560,299	2,968,810
1株当たり純資産額 (円)	948.98	1,039.64	1,105.41	1,006.91	1,084.76
1株当たり中間(当期)純利益 (円)	33.45	42.66	39.71	80.85	93.25
潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 (円)	—	—	37.04	—	90.00
自己資本比率 (%)	41.5	41.2	39.1	42.9	39.9
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	112,169	120,770	134,618	263,753	314,352
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△ 141,429	△ 120,308	△ 177,877	△ 229,386	△ 328,789
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	22,097	△ 537	19,750	△ 33,760	41,170
現金及び現金同等物の中間期末(期末)残高 (百万円)	290,422	301,334	307,088	299,466	329,286
従業員数 (人)	47,638	48,106	51,290	46,872	48,927

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

2 第112期中間連結会計期間、第113期中間連結会計期間及び第112期連結会計年度の「潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益」欄は、潜在株式が存在しないため、記載していない。

3 純資産額の算定にあたり、第113期中間連結会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

## (2) 提出会社の経営指標等

回次	第112期中	第113期中	第114期中	第112期	第113期
会計期間	自 平成17年 4月1日 至 平成17年 9月30日	自 平成18年 4月1日 至 平成18年 9月30日	自 平成19年 4月1日 至 平成19年 9月30日	自 平成17年 4月1日 至 平成18年 3月31日	自 平成18年 4月1日 至 平成19年 3月31日
売上高 (百万円)	1,097,093	1,224,117	1,337,878	2,283,109	2,595,470
経常利益 (百万円)	63,761	76,081	53,316	137,114	147,144
中間(当期)純利益 (百万円)	38,429	47,147	35,993	83,954	92,808
資本金 (百万円)	204,675	204,675	204,675	204,675	204,675
発行済株式総数 (千株)	1,110,699	1,110,699	1,110,699	1,110,699	1,110,699
純資産額 (百万円)	1,002,863	1,080,000	1,124,882	1,049,434	1,111,694
総資産額 (百万円)	2,040,028	2,263,300	2,479,052	2,110,839	2,418,592
1株当たり配当額 (円)	10.00	12.00	14.00	22.00	26.00
自己資本比率 (%)	49.2	47.7	45.4	49.7	46.0
従業員数 (人)	23,145	23,055	22,981	22,949	22,793

(注) 1 売上高には、消費税等は含まれていない。

- 2 純資産額の算定にあたり、第113期中間会計期間から「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準適用指針第8号)を適用している。

## 2 【事業の内容】

当中間連結会計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はない。

## 3 【関係会社の状況】

当中間連結会計期間において、以下の会社が新たに提出会社の重要な関係会社となった。

名称	住所	資本金 又は 出資金	事業の内容	議決権の 所有割合	営業上の取引	設備の賃貸借	貸付金	役員の 兼任等
(連結子会社) シャープ米子㈱	鳥取県米子市	百万円 100	電子部品の製造 販売	(%) 99.0 (4.0)	当社製品の製造	—	—	有
SDフューチャーテック ノロジー㈱	三重県亀山市	150	電子部品の製造 用部品の研究、 開発及び設計	50.1	当社製品の製造用 部品の研究、開発 及び設計	—	—	有
シャープ・マニユファ クチュアリング(タイ ランド)カンパニー・ リミテッド	タイ ナコンバトム	千タイバツ 340,000	家電、事務機製 品及び電子部品 の製造販売	100.0	当社製品の製造	—	—	有
シャープ・エレクトロ ニクス・ロシア・エ ル・エル・シー	ロシア モスクワ	千ロシア ルーブル 19,000	事務機製品の販 売	100.0 (100.0)	ロシアにおける当 社製品の販売	—	—	有

(注) 議決権の所有割合の( )内は間接所有割合で内数である。

## 4 【従業員の状況】

### (1) 連結会社の状況

(平成19年9月30日現在)

事業の種類別セグメントの名称	従業員数(人)
エレクトロニクス機器	28,934
電子部品等	18,724
全社(共通)	3,632
合計	51,290

(注) 従業員数は就業人員数である。

### (2) 提出会社の状況

(平成19年9月30日現在)

従業員数(人)	22,981
---------	--------

(注) 従業員数は就業人員数である。

### (3) 労働組合の状況

労働組合との間に特記すべき事項はない。

## 第2 【事業の状況】

### 1 【業績等の概要】

#### (1) 業績

当中間連結会計期間におけるわが国経済は、民間需要を中心に引き続き緩やかな回復基調を辿ったが、米国経済が、サブプライムローン問題などの影響で減速感を示し、さらに、同問題に端を発した国際的な金融・資本市場の混乱や、原油価格の高騰もあり、世界経済に不透明感が高まる状況となった。

こうした中、当社グループ(当社、連結子会社及び持分法適用会社)では、新たなライフスタイルを提案するオンリーワン商品の創出と、これを支える高付加価値デバイスの開発強化に取り組んだ。

エレクトロニクス機器では、液晶カラーテレビの一層の売上拡大に向け、「倍速フルHD液晶技術」など先端技術を活かした大型モデルを中心にラインアップをさらに強化すると共に、メキシコ、ポーランドの各工場において、液晶モジュールから液晶カラーテレビまでの一貫生産体制を構築した。また、独自のデバイス技術を駆使したワンセグ対応携帯電話や通信融合端末など、特長商品の拡充に取り組んだ。

一方、電子部品等では、テレビ用液晶パネルの旺盛な需要に対応するため、亀山第2工場に第3期生産ラインを導入し、生産能力をさらに増強すると共に、モバイル機器用システム液晶の販売を一段と強化するなど、液晶事業の拡大に取り組んだ。また、その他デバイスについても、一層の技術革新やコスト低減を推し進めるなど、積極的な事業活動を展開した。

その結果、当中間連結会計期間の業績は、売上高が、1,640,876百万円(前年同期比 112.0%)となった。一方、利益については、法人税法改正に伴う減価償却費の増加や、液晶カラーテレビ海外生産拠点の立ち上げ費用増、また、原材料の不足と材料価格高騰による太陽電池の収益悪化などにより、営業利益が79,057百万円(前年同期比 87.7%)、経常利益が72,168百万円(前年同期比 88.7%)、中間純利益が43,310百万円(前年同期比 93.1%)と、それぞれ前年同期を下回る結果となった。

事業の種類別セグメントの業績は、概ね次のとおりである。

#### ①エレクトロニクス機器

大型の液晶カラーテレビ、複写機・複合機や通信融合端末の売上が好調に推移し、携帯電話も伸長したことから、売上高は1,134,678百万円(前年同期比 122.8%)となったが、営業利益は、液晶カラーテレビ海外生産拠点の立ち上げ費用増や法人税法改正に伴う減価償却費の増加等の影響を受け、33,144百万円(前年同期比 89.2%)となった。

#### ②電子部品等

CCD・CMOSイメージャやテレビ用液晶パネルの売上が伸長し、デジタル機器用電子部品も好調に推移したことから、売上高は810,822百万円(前年同期比 106.1%)となったが、営業利益は、原材料の不足と材料価格高騰による太陽電池の収益悪化や法人税法改正に伴う減価償却費の増加等の影響を受け、43,137百万円(前年同期比 77.2%)となった。

所在地別セグメントの業績は、概ね次のとおりである。

#### ①日本

携帯電話やテレビ用液晶パネルの売上が伸長したことから、売上高は1,424,844百万円(前年同期比 108.9%)となったが、営業利益は、原材料の不足と材料価格高騰による太陽電池の収益悪化や法人税法改正に伴う減価償却費の増加等の影響を受け、66,177百万円(前年同期比 79.3%)となった。

## ②米州

大型の液晶カラーテレビの売上が好調に推移したことから、売上高は282,300百万円(前年同期比118.7%)となったが、営業利益は、液晶カラーテレビ生産拠点の立ち上げ費用増等の影響を受け、1,779百万円(前年同期比43.1%)となった。

## ③欧州

大型の液晶カラーテレビの売上が好調に推移し、CCD・CMOSイメージャも伸長したことから、売上高は262,437百万円(前年同期比113.0%)となったが、営業利益は、液晶カラーテレビ生産拠点の立ち上げ費用増等の影響を受け、2,384百万円(前年同期比77.1%)となった。

## ④中国

大型の液晶カラーテレビが好調に推移し、テレビ用やモバイル機器用の液晶パネルも伸長した。

この結果、売上高は299,313百万円(前年同期比125.6%)となり、営業利益は3,048百万円(前年同期比125.8%)となった。

## ⑤その他

大型の液晶カラーテレビやテレビ用液晶パネルが好調に推移し、冷蔵庫やエアコンも堅調な伸びを示した。

この結果、売上高は206,204百万円(前年同期比129.1%)となり、営業利益は1,475百万円(前年同期比333.7%)となった。

## (2) キャッシュ・フローの状況

当中間連結会計期間における現金及び現金同等物(以下「資金」という。)は、設備投資などに伴う投資活動による支出が営業活動及び財務活動による収入を上回ったことにより、前連結会計年度末に比べ22,198百万円(△6.7%)減少し、当中間連結会計期間末には307,088百万円となった。

### (営業活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において営業活動による資金の収入は、134,618百万円であり、前中間連結会計期間に比べ13,848百万円(11.5%)増加した。これは、税金等調整前中間純利益が5,490百万円減少したものの、有形及び無形固定資産の減価償却費が24,066百万円増加したことなどによるものである。

### (投資活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において投資活動による資金の支出は、177,877百万円であり、前中間連結会計期間に比べ57,569百万円(47.9%)増加した。これは、主に、設備投資に伴う現金支出が増加したことによるものである。

### (財務活動によるキャッシュ・フロー)

当中間連結会計期間において財務活動による資金の収入は、19,750百万円であり、前中間連結会計期間に比べ20,287百万円増加した。これは、社債の償還による支出が50,548百万円増加したものの、コーポレートペーパーの純増加額が82,065百万円増加したことなどによるものである。

(注) 消費税等の会計処理は税抜方式によっている。以下「第2 事業の状況」及び「第3 設備の状況」に記載されている金額も同様である。

## 2 【生産、受注及び販売の状況】

### (1) 生産実績

当中間連結会計期間における生産実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
エレクトロニクス機器	1,143,070	+21.1
電子部品等	516,096	△4.3
合計	1,659,166	+11.9

- (注) 1 金額は、販売価格によっており、セグメント間の取引については相殺消去している。  
2 上記の金額には、外注製品仕入高等を含んでいる。

### (2) 受注状況

当社グループは原則として見込生産である。

### (3) 販売実績

当中間連結会計期間における販売実績を事業の種類別セグメントごとに示すと、次のとおりである。

事業の種類別セグメントの名称	金額(百万円)	前年同期比(%)
エレクトロニクス機器	1,130,829	+23.1
電子部品等	510,047	△6.8
合計	1,640,876	+12.0

- (注) セグメント間の取引については相殺消去している。

### 3 【対処すべき課題】

#### (1) 当面の対処すべき課題の内容等

今後の当社グループ(当社及び連結子会社)を取り巻く経営環境を展望すると、米国経済の減速や国際的な金融不安の高まり、原油高の影響などにより、世界景気の先行きに対する不透明感が増しており、また、エレクトロニクス業界においても、デジタルAVをはじめとする成長分野での競争激化が予想されるなど、予断を許さない状況が続くものと思われる。

こうした情勢下において、当社グループでは、オンリーワン戦略をさらに積極的に推進し、グローバル市場での競争優位の確立に努めると共に、ブランド価値の向上に取り組み、一層の飛躍をめざしていく。

なお、当社とパイオニア株式会社は、次世代DVD分野、ネットワーク関連分野、カーエレクトロニクス分野、映像分野などで、お互いのリソースを活用し協力することで、新たな事業を創出すると共に、双方の部品・製品の積極採用による取引拡大を通じて、両社の企業価値向上を図るために、平成19年9月20日、業務提携及び資本提携に関する合意書を締結した。

#### (2) 当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)について

当社は、平成19年6月22日開催の当社第113期定時株主総会における承認を得て「当社株式の大量買付行為に関する対応プラン(買収防衛策)」を以下のとおり導入した。

##### I. 当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、当社グループの買収を企図した当社株式の大量買付行為であっても、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するものではない。また、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであると考えている。

しかし、大量買付行為の中には、その目的等からみて企業価値・株主共同の利益に明白な侵害をもたらすもの、大量買付行為に応じることを株主に強要するおそれのあるもの、大量買付行為の内容や大量買付者について十分な情報を提供しないもの、対象会社の取締役会が大量買付行為を検討した上で代替案を提供するための時間的余裕を提供しないものや、顧客、取引先、従業員等のステークホルダーの利益を損なうことにより、結果的に企業価値を損なうといった、不適切なものもあり得る。

特に当社グループのように製造業を営む企業にとっては、先端技術や製造技術を自社内で開発し、活用することが企業価値・株主共同の利益の確保・向上に必要不可欠となるが、研究開発の成果を事業化するまでには、数年から数十年という長い期間を必要とする場合もある。従って、中長期的な視点に基づいた経営への取り組みこそが当社グループの企業価値を最大化する上で必須となる。

そこで、当社取締役会は、上記のような不適切な大量買付行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者としては適切でないと考えており、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することも必要と考えている。

##### II. 当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取り組み

当社は、基本方針の実現に資する特別な取り組みとして、下記Ⅲ. で記載するもののほか、以下の取り組みを行っている。

##### 1. 中長期的な経営戦略に基づく取り組み

当社グループは、「誠意と創意」の経営信条の下、垂直統合ビジネスモデルの強みを活かし、先進の独自デバイスを基盤とした特長商品を創出することによって、常に企業価値の向上に努めると共に、社会への貢献を果たしてきた。

今後も当社グループは、コアコンピタンスである液晶を中心に、一層の技術開発はもとより生産体制の拡充やコスト競争力の向上に努め、液晶カラーテレビをはじめとする液晶応用商品をグローバルに展開することが、「価値あるオンリーワン企業」として、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させることにつながると考えている。

また、当社グループは、地球環境保全への取り組みを中期的な経営課題と位置づけ、創エネと省エネの技術を核に、2010年度までに「地球温暖化負荷ゼロ企業」になることを企業ビジョンとしている。今後も、クリーンエネルギーの太陽電池や環境に配慮した商品の拡充に注力すると共に、あらゆる生産活動において環境負荷低減に取り組み、業容の拡大と環境保全との両立を図ることで、持続可能な社会の実現に貢献していく。

## 2. 利益還元についての取り組み

当社は、株主への利益還元を経営上の最重要課題の一つと考え、安定配当の維持を基本としながら、連結業績と財務状況並びに今後の事業展開等を総合的に勘案し、増配などの株主還元を実施しており、今後とも連結での配当性向30%を目処に積極的な利益還元を努めていく。

## Ⅲ. 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組み

### 1. 当社株式の大量買付行為に関する対応プランの必要性

当社グループの事業範囲は、AV・通信機器、電化機器、情報機器、LSI、液晶、その他電子部品等と広範囲に及んでいる上、当社グループの企業価値の源泉である研究開発の成果や製造技術等のノウハウは、その多くが企業秘密となっている。従って、社外の大量買付者からの提案を受けた株主が、時間的制約が課された中で、そのような研究開発の成果やノウハウの事業化の可能性、デバイスと商品間の技術シナジーなどを適切に評価して当社グループの企業価値を正確に把握し、大量買付行為の妥当性を適正に判断することは容易ではないと思われる。

そこで当社取締役会の事前の賛同を得ない特定株主グループ(注)の議決権割合を20%以上とすることを目的とする当社株式の買付行為、又は結果として特定株主グループの議決権割合が20%以上となる当社株式の買付行為(以下では、かかる買付行為を「大量買付行為」といい、そのような大量買付行為を行う者を「大量買付者」という。)が行われる場合には、一定の合理的なルールに従って進められることが、当社グループの企業価値ひいては株主共同の利益を確保し、向上させるという目的に合致すると考える。

従って、以下に定める大量買付行為に関するルール(以下、「大量買付ルール」という。)を設定し、大量買付者には大量買付ルールの遵守を求める。また、当社取締役会は、適宜適切な情報開示を行いつつ、社外の有識者と社外監査役で構成される特別委員会(※特別委員会の概要参照)の助言・勧告を踏まえ、以下の事項を含む相当な対応を行うことをもって、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取り組みとする。(Ⅲ. に記載した当社株式の大量買付行為に関する対応プランを以下、「本プラン」という。)

(注) 特定株主グループとは、当社の株券等(証券取引法第27条の23第1項に規定する株券等をいう。)の保有者(証券取引法第27条の23第1項に規定する保有者をいい、同条第3項に基づき保有者とみなされる者を含む。)及びその共同保有者(証券取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含む。)、又は当社の株券等(証券取引法第27条の2第1項に規定する株券等をいう。)の買付け等(証券取引法第27条の2第1項に規定する買付け等をいい、取引所有価証券市場において行われるものを含む。)を行う者及びその特別関係者(証券取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者をいう。)を意味する。  
(証券取引法は、「証券取引法等の一部を改正する法律」(平成18年6月14日 法律第65号)により金融商品取引法に改められている。)

## 2. 本プランの内容

### (1) 大量買付ルールの設定

大量買付ルールとは、事前に大量買付者から当社取締役会に対して必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会による一定の評価期間が経過した後に大量買付行為を開始するというものであり、具体的には以下のとおりである。

①大量買付者に対して具体的な大量買付行為の内容に関する情報や大量買付者に関する必要かつ十分な情報(以下、「大量買付情報」という。)を提供していただく。大量買付情報の内容は、大量買付行為の内容によって異なるため、大量買付者が、大量買付行為を行おうとする場合に、まず当社宛に、大量買付ルールを遵守する旨並びに大量買付者の名称、住所、設立準拠法、代表者の氏名、国内連絡先及び大量買付行為の概要を明記した書面(以下、「大量買付ルール遵守表明書」という。)を提出していただく。

②当社は、大量買付ルール遵守表明書の受領後5営業日以内に、大量買付者から当初提供していただくべき大量買付情報(下記に例示しているが、これに限定されるものではない。)のリストを当該大量買付者に交付し、速やかに当該リスト記載の情報を当社に提供していただくこととする。なお、当初提供していただいた情報だけでは不十分であると考えられる場合には、必要かつ十分な情報が揃うまで当該大量買付者に対して追加の情報提供を求める。

(a) 大量買付者及びそのグループの概要(具体的名称、資本構成、事業内容、財務内容、過去の買収及び大量買付行為の履歴、当社の事業と同種の事業についての経験等を含む。)

(b) 買付目的、方法及び内容(買付対価の種類・算定根拠、買付資金の裏付け、買付時期、取引の仕組み等を含む。)

(c) 大量買付者に対する資金提供者の概要(具体的名称、資本構成等を含む。)

(d) 大量買付完了後に意図する当社グループの経営方針及び事業ごとの詳細な中長期計画、資本政策、財務政策、配当政策

(e) 当社グループの企業価値・株主共同の利益を持続的に向上させるための特許、ブランド等の活用施策及びその根拠

(f) 大量買付完了後に予定する当社グループのステークホルダー(顧客、取引先、従業員、地域社会等)の処遇の変更の有無及びその内容

大量買付行為の提案があった事実及び当社取締役会に提供された大量買付情報は、当社株主の判断のために必要であると認められる場合には、適切と判断する時点で、その全部又は一部を開示する。

③次に当社取締役会は、具体的な大量買付行為の内容に関する情報の受領完了後、対価を円貨のみとする場合は60日間、対価を円貨以外とする場合は90日間を取締役会による評価、検討、交渉、意見形成、代替案立案のための期間(以下、「取締役会評価期間」という。)として与えられるものとする。従って、大量買付行為は、取締役会評価期間の満了後にのみ開始されるものとする。

## (2) 大量買付行為の検討と判断のプロセス

当社取締役会は、上記取締役会評価期間中に、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等の外部専門家の助言を受けつつ、提供された大量買付行為の内容に関する情報を十分に評価・検討し、取締役会としての意見を慎重に取りまとめ、適時の情報開示に留意しながら、必要と判断される場合には、大量買付行為の内容を改善するよう大量買付者と交渉する。

大量買付者が大量買付ルールを遵守している場合であっても、例えば、以下に掲げるような場合には、当社取締役会は、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものと判断する。

①当社グループの経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で株式を当社又は当社関係者に引き取らせる目的であると判断される場合。

②当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの事業経営上必要不可欠な知的財産権、ノウハウ、企業秘密、主要取引先や顧客等を大量買付者やそのグループ会社に譲渡させる等、いわゆる焦土化目的があると判断される場合。

③当社グループの経営を支配した後に、当社グループの資産を大量買付者やそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的があると判断される場合。

④当社グループの経営を一時的に支配して当社グループの資産を売却等処分させ、その処分利益をもって一時的な高配当をさせるか、あるいは一時的な高配当による株価上昇の機会を狙って当社株式の高値売り抜けを目的としていると判断される場合。

なお、当社取締役会による大量買付行為の検討・対抗措置の発動にあたっては、外部の有識者と社外監査役全員から構成される特別委員会が、大量買付行為の是非及び対抗措置の発動の可否を慎重に審査し、当社取締役会に勧告する。当社取締役会は、この勧告を最大限尊重し、下記(3)に定める対抗措置の取り扱いを最終決定する。また、対抗措置の発動後、大量買付者から必要かつ十分な情報の提供があり、当社グループの企業価値・株主共同の利益の確保・向上に資すると特別委員会が勧告し、当社取締役会が判断した場合は、対抗措置を取り止める。

### (3) 本プランにおける対抗措置の取り扱い

①大量買付者が大量買付ルールを遵守し、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないと判断された場合

当社取締役会は、対抗措置を発動しないものとする。

②大量買付者が大量買付ルールを遵守しない場合

大量買付者が大量買付ルールを遵守せず、買付行為を開始した場合、又は大量買付ルールを逸脱した場合は、当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動する。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択する。

③大量買付者が大量買付ルールを遵守するも、大量買付行為が当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうと判断された場合

当社取締役会は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうような大量買付行為が開始された場合、当社グループの企業価値・株主共同の利益を確保するため、株式分割、新株予約権の無償割当て等、その時点の法令及び当社定款が取締役会の権限として認める対抗措置を発動する。具体的な対抗措置及びその条件については、その時点で相当と認められるものを選択する。

## 3. 株主及び投資家に与える影響等

### (1) 本プランの導入時において株主及び投資家に与える影響

本プランの導入時においては、株式分割及び新株予約権の無償割当て自体は行われないので、株主及び投資家の権利・利益に直接、具体的な影響が生じることはない。

### (2) 対抗措置発動時に株主、投資家に与える影響等

大量買付者に対して対抗措置を発動する場合は、状況に応じて株主、投資家に適時・適切な情報開示を行うと共に、大量買付者以外の株主、投資家に不利益を与えないよう十分に配慮する。

### (3) 対抗措置発動に伴って株主に必要となる手続

当社が株式分割や新株予約権の無償割当てを行う場合、別途公告する基準日までに名義書換を完了していただく必要がある。なお、新株予約権の無償割当てを行うことになった際には、新株予約権の割当て方法、行使の方法などの詳細を法令に基づき別途お知らせする。

## 4. 本プランの採用決定に至る経緯

本プランは、平成19年4月25日の当社取締役会において、平成19年6月22日開催の当社第113期定時株主総会における承認を条件として、採用することを決定し、当該定時株主総会における承認を得て導入した。

## 5. 本プランの有効期間等

本プランの有効期間は、平成19年6月22日開催の第113期定時株主総会終結時から平成20年6月30日までに開催される第114期定時株主総会終結の時までとする。但し、第114期定時株主総会において本プランの継続が承認された場合、かかる有効期間は次期の定時株主総会終結の時まで延長されるものとする。

本プランの有効期間の満了前であっても、取締役会の決議によって本プランを廃止することができる。また、有効期間中に本プランの基本的考え方に反しない範囲内で、買収防衛策に関する法改正や証券取引所規則の改正等を踏まえ、必要に応じて本プランを見直すことがある。当社は、本プランが延長、廃止又は変更された場合には速やかに開示する。

## IV. 上記Ⅲの取り組みが基本方針に沿うものであること、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと及び当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当社取締役会は、上記Ⅲ.の取り組みは、前記Ⅰ.に記載の基本方針に沿うものであり、以下の理由から、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないと判断している。

### 1. 本プランが基本方針に沿うものであること

本プランは、大量買付ルールの内容、大量買付行為が行われた場合の対応方針、特別委員会の設置、株主及び投資家に与える影響等を規定するものである。

本プランは、大量買付者が大量買付行為に関する必要かつ十分な情報を当社取締役会に事前に提供すること、及び当社取締役会の評価期間が経過した後のみ当該大量買付行為を開始することを求め、これを遵守しない大量買付者に対して当社取締役会が対抗措置を講じることがあることを明記している。

また、大量買付ルールが遵守されている場合であっても、当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうような不適切な大量買付行為が行われることを防止し、仮に不適切な大量買付行為が行われる場合には、それに対して相当の対抗措置を発動することを明記している。

このように本プランは、基本方針の考えに沿って設計されたものであるといえる。

### 2. 本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではないこと

前記Ⅰ.に記載のとおり、基本方針は、当社グループの企業価値・株主共同の利益を尊重することを前提としている。本プランは、基本方針の考え方並びに平成17年5月27日に経済産業省及び法務省から公表された「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」による3原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)及び東京証券取引所の適時開示規則に定められた買収防衛策導入時の尊重義務(開示の十分性、透明性、流通市場への影響、株主の権利の尊重)に沿って設計され、当社株主が大量買付行為に応じるか否かを判断するために必要な情報や当社取締役会の代替案の提示を受ける機会の提供をルール化している。これにより、当社株主及び投資家は適切な投資判断を行うことができるので、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なうものではなく、むしろその利益に資するものであると考える。

さらに、本プランの発効・延長が当社株主の承認を条件としており、当社株主が望めば本プランの延長も廃止も可能であることは、本プランが当社グループの企業価値・株主共同の利益を損なわないことを担保していると考えられる。

### 3. 本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

本プランは、当社株式の大量買付行為を受け入れるか否かは、最終的には当社株主の判断に委ねられるべきものであることを原則としつつ、不適切な大量買付行為が行われることを防止し、当社グループの企業価値・株主共同の利益を守るために大量買付ルールへの遵守の要請や対抗措置の発動を行うものである。本プランは、不適切な大量買付行為に対して、当社取締役会が対抗措置を発動する場合を事前かつ詳細に開示しており、当社取締役会による対抗措置の発動は本プランの規定に従って行われる。当社取締役会は単独で本プランの発効を行うことはできず、当社株主の承認を要する。

また、大量買付行為に関して当社取締役会が評価、検討、代替案の提示、大量買付者との交渉又は対抗措置の発動を行う際には、外部の専門家等からの助言を得ると共に、当社経営陣から独立した外部の有識者と社外監査役から構成される特別委員会の意見を最大限尊重するものとし、特別委員会は、当社取締役の利益を図ることを目的とした助言・勧告を行ってはならないこととしている。このように本プランには、当社取締役会による適正な運用を担保するための手続も盛り込まれている。

以上から、本プランが当社役員の地位の維持を目的とするものではないことは明らかであると考えている。

#### ※特別委員会の概要

- ・特別委員会は、当社取締役会決議により設置される。
- ・特別委員会の委員は、当社の業務執行を行う経営陣から独立している外部の有識者(経営、法律、会計等の研究者や弁護士等の専門家、民間企業の経営者等を想定しているが、これに限らない)と社外監査役全員から構成されるものとする。なお、社外有識者の場合は、当社に対する善管注意義務条項等を含む契約書を当社との間で締結するものとする。
- ・特別委員会は、当社取締役会の要請に応じて、原則として当社取締役会が講じる対抗措置の発動の可否及びその具体的な内容につき、本プランに基づき検討・審議を行い、当社取締役会に対して助言又は勧告を行う。かかる助言・勧告にあたっては、特別委員は、当社グループの企業価値及び株主共同の利益に資するか否かの観点から判断を行うものとし、自己又は当社経営陣の利益を図ることを目的としてはならない。当社取締役会は、当該助言・勧告を最大限尊重して、対抗措置に関する最終決定を行うものとする。なお、特別委員会は、当社の費用負担で、弁護士、ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士等外部専門家の助言を求めることができる。
- ・なお、平成19年11月26日に開催された当社取締役会において、本プランに定める特別委員会の設置を決議すると共に、委員5名を選任し、委員全員が就任した。委員は以下のとおりである。

矢嶋 英敏 (やじま ひでとし)	株式会社島津製作所代表取締役会長
加護野 忠男 (かごの ただお)	神戸大学大学院経営学研究科教授
岩崎 光彦 (いわさき みつひこ)	当社社外監査役
石井 通洋 (いしい みちひろ)	当社社外監査役
中門 弘 (ちゅうもん ひろし)	当社社外監査役

#### 4 【経営上の重要な契約等】

当中間連結会計期間において、新たに締結した経営上の重要な契約等はない。

#### 5 【研究開発活動】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、常に独創技術の開発を経営理念に掲げ、新材料の開発から製品の開発、さらには生産技術の開発に至るまで、積極的な研究開発を行っている。

研究開発体制は、基礎・応用研究開発を担当する技術本部(基盤技術研究所など5研究所及びプラットフォーム開発センター)、生産技術を担当する生産技術開発推進本部(生産技術開発センターなど3開発センター及びモノづくり革新センターなど2センター)、情報通信技術開発を担当する情報通信技術開発本部(通信商品開発センターなど2開発センター)、先端ディスプレイの研究開発を行うディスプレイ技術開発本部(表示技術研究所など4研究所)、先端電子部品の研究開発を行う電子デバイス開発本部、液晶事業を担うAV・液晶映像技術開発本部(デジタルAV開発センターなど2開発センター)及び液晶生産技術開発本部(液晶生産技術開発センター)、各事業本部に所属する目的別開発センター(電化商品開発センターなど7開発センター)、具体的な製品設計を担当する事業部技術部、全社横断的な技術・商品開発を推進するプロジェクトチームからなるマトリックス構造で構成される。さらに、海外の優秀な人材の活用と海外現地のインフラやニーズに対応した開発を行う目的で、海外に6カ所の研究開発拠点(英国、米国他)を設け、グローバルな開発体制の下、密接な連携・協力関係を保ち、先進技術の研究開発を効率的に進めている。当中間連結会計期間におけるグループ全体の研究開発費は99,330百万円である。この内、エレクトロニクス機器に係る研究開発費は58,696百万円、電子部品等に係る研究開発費は40,634百万円である。

なお、事業の種類別セグメントの主な研究成果は、次のとおりである。

##### (1) エレクトロニクス機器

未来のテレビ創出に向け「高画質・超薄型・先進の環境性能」を実現する液晶新技術を開発した。試作した液晶テレビは、オンリーワン液晶技術の結集により、50型クラスで「厚み20mm(主要ディスプレイ部)／29mm(最厚部)、コントラスト比10万対1、消費電力140kWh/年」と、従来にない破格の性能と構造を実現した。また、スリムデザインで壁掛けにも対応した「倍速ASV液晶パネル」採用の< AQUOS Gシリーズ(52V型から26V型までの16機種)>、「AQUOSファミリンク」を搭載した< AQUOSブルーレイディスクレコーダー>、家庭内の電気配線を利用して手軽にホームネットワークを構築できる< PLCアダプター>、毎分120面の高速読み込みを実現した< 高速デジタル複合機>などの特長商品を創出した。

##### (2) 電子部品等

タッチパネルやスキャナなどの入力機能を搭載した< 光センサ内蔵システム液晶>、ノートパソコンの次世代DVD再生に最適な小型サイズの< 青紫色低出力半導体レーザー>、地上デジタルDVB-H放送とT-DMB放送の双方を受信することができるデュアルモード搭載< チューナモジュール>、投入電力3.6Wで業界最高クラスの明るさ280ルーメンを実現した< 白色のLEDモジュール>、2000:1の高コントラストを実現した< 新「モバイルASV液晶」>、高輝度・長寿命LEDの採用で器具光束1,800ルーメンの明るさと高い環境性能を実現した< ソーラー・LED照明灯>などを開発した。また、ICカード用ICモジュールが米国連邦標準規格であるFIPS 140-2 (Federal Information Processing Standards Publication 140-2) のレベル2の認証を取得した。

### 第3 【設備の状況】

#### 1 【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はない。

#### 2 【設備の新設、除却等の計画】

当社グループ(当社及び連結子会社)は、多種多様な事業を国内外で行っており、設備の新設、除却等の計画は、事業の種類別セグメントごとの数値を開示する方法によっている。

(1) 前連結会計年度末において実施中又は計画中であった重要な設備の新設、拡充等のうち、当中間連結会計期間において完了したものは次のとおりである。

(単位：百万円)

事業の種類別 セグメントの名称	金額	完了年月	主な目的
エレクトロニクス機器	20,885	平成19年9月	栃木工場、八尾工場、奈良工場等における製造及び研究開発諸設備の増強、合理化並びに拡充
電子部品等	133,061	平成19年9月	天理工場、福山工場、三重工場、亀山工場等における製造及び研究開発諸設備の増強、合理化並びに拡充 賃貸営業用資産
エレクトロニクス機器及び 電子部品等	3,740	平成19年9月	基盤技術研究所等における研究開発設備の拡充及び本社、東京支社等の管理・販売並びに流通部門における設備の拡充
合計	157,686	——	——

(注) 賃貸営業用資産を含む。

(2) 当連結会計年度1年間の設備投資計画(新設・拡充等)は、当中間連結会計期間末において、主として、大阪府堺市に建設する液晶パネル工場関連の投資など電子部品等の投資内容を見直したことにより前連結会計年度末における計画より15,000百万円増の336,000百万円に変更されている。

(3) 当中間連結会計期間に新たに確定した重要な設備の除却、売却等の計画はない。

## 第4 【提出会社の状況】

### 1 【株式等の状況】

#### (1) 【株式の総数等】

##### ① 【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,500,000,000
計	2,500,000,000

##### ② 【発行済株式】

種類	中間会計期間末 現在発行数(株) (平成19年9月30日)	提出日現在発行数(株) (平成19年12月10日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	1,110,699,887	1,110,699,887	東京(市場第一部)、 大阪(市場第一部)、 名古屋(市場第一部)、 福岡、札幌	完全議決権株式であり、 権利内容に何ら限定のない 当社における標準となる 株式
計	1,110,699,887	1,110,699,887	—	—

- (注) 1 提出日現在の発行数には、平成19年12月1日からこの半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれていない。
- 2 スイス証券取引所については平成19年7月16日付で、パリ証券取引所については平成19年7月17日付で、ルクセンブルグ証券取引所については平成19年7月20日付で、それぞれ上場を廃止している。

(2) 【新株予約権等の状況】

当社は、会社法に基づき新株予約権付社債を平成18年10月17日に発行している。

	中間会計期間末現在 (平成19年9月30日)	提出日の前月末現在 (平成19年11月30日)
新株予約権の数(個)	199,999	199,997
新株予約権のうち自己新株予約権の数(個)	0	0
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式	同左
新株予約権の目的となる株式の数(株)	(注) 1	(注) 1
新株予約権の行使時の払込金額(円)	(注) 2	(注) 2
新株予約権の行使期間	平成18年11月1日～ 平成25年9月27日	同左
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額(円)	発行価格 (注) 3 資本組入額 (注) 4	発行価格 (注) 3 資本組入額 (注) 4
新株予約権の行使の条件	各本新株予約権の一部については、行使請求することができない。	同左
新株予約権の譲渡に関する事項	本新株予約権付社債は会社法第254条第2項本文及び第3項本文の定めにより本新株予約権または本社債の一方のみを譲渡することはできない。	同左
代用払込みに関する事項	本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。	同左
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項	(注) 5	(注) 5
新株予約権付社債の残高(百万円)	204,284	204,163

(注) 1 行使請求に係る本社債の合計額を下記転換価額(ただし、転換価額が調整された場合は調整後の転換価額)で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数が生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。なお、下記転換価額で算出される新株予約権の目的となる株式の数の最大整数は、中間会計期間末現在は79,019,755株、提出日の前月末現在は79,018,964株である。

- 2 ①本新株予約権の行使に際しては、当該本新株予約権に係る本社債の全部を出資するものとし、当該本社債の価額は、その払込金額と同額とする。  
 ②本新株予約権の行使により交付する当社普通株式の数を算定するにあたり用いられる当社普通株式1株当たりの価額(以下「転換価額」という。)は、中間会計期間末現在及び提出日の前月末現在いずれも金2,531円である。  
 なお、本新株予約権付社債の発行後、時価を下回る払込金額をもって当社の普通株式を交付する場合において当社の普通株式数に変更を生じる場合または変更を生ずる可能性がある場合には、次に定める算式をもって転換価額を調整する。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{交付株式数} \times \text{1株当たりの払込金額}}{\text{時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{交付株式数}}$$

また、当社の普通株式の株式分割、当社の普通株式に対する普通株式の無償割当て、時価を下回る価額をもって当社の普通株式を交付する定めがある取得請求権付株式または時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付を受けることができる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の発行、当社の発行した取得条項付株式または取得条項付新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の取得と引換えに時価を下回る価額をもって当社の普通株式の交付をする場合等にも、転換価額を調整する。

- 3 本新株予約権の行使により発行する当社普通株式1株の発行価格は、各社債権者が行使請求のために提出した本社債の発行価額の総額を、新株予約権の目的となる株式の数で除して得られる金額となる。  
 4 本新株予約権の行使により株式を発行する場合の増加する資本金の額は、会社計算規則第40条の定めるところに従って算出された資本金等増加限度額に0.5を乗じた金額とし、計算の結果1円未満の端数を生ずる場合は、その端数を切り上げるものとする。

- 5 ①当社は、当社が消滅会社となる合併、吸収分割、新設分割、当社が完全子会社となる株式交換または株式移転(以上を総称して以下「組織再編成行為」という。)をする場合(ただし、普通株式が当社の株主に交付される場合に限る。)には、本社債の繰上償還を行う場合を除き、当該組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対し、次の1)乃至5)に定める株式会社(以下「承継会社等」という。)の新株予約権(以下「承継新株予約権」という。)を交付するものとし、その条件は本(注)5②に定める。この場合、当該組織再編成行為の効力発生日において、本新株予約権は消滅し、本社債に係る債務は承継会社等に承継され、本新株予約権の新株予約権者は承継新株予約権の新株予約権者となる。ただし、吸収分割または新設分割を行う場合は、承継会社等がその効力発生日の直前において残存する本新株予約権の新株予約権者に対して承継新株予約権を交付し、承継会社等が本社債に係る債務を承継する旨を吸収分割契約または新設分割計画において定めた場合に限る。
- 1)合併(合併により当社が消滅する場合に限る。) 合併後存続する株式会社または合併により設立する株式会社
  - 2)吸収分割 当社がその事業に関して有する権利義務の全部または一部を承継する株式会社
  - 3)新設分割 新設分割により設立する株式会社
  - 4)株式交換 株式交換完全親株式会社
  - 5)株式移転 株式移転設立完全親株式会社
- ②承継新株予約権の内容は次に定めるところによる。
- 1)新株予約権の数  
組織再編成行為の効力発生日の直前において残存する本新株予約権の数と同一の数とする。
  - 2)承継新株予約権の目的である株式の種類  
承継会社等の普通株式とする。
  - 3)承継新株予約権の目的である株式の数の算定方法  
行使請求に係る承継された社債の払込金額の合計額を次の4)に定める転換価額で除して得られる数とする。この場合に1株未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、現金による調整は行わない。
  - 4)転換価額  
転換価額は、組織再編成行為の効力発生日の直前に本新株予約権を行使した場合に本新株予約権者が得られるのと同等の経済的価値を、組織再編成行為の効力発生日の直後に承継新株予約権を行使したときに受領できるように定めるものとする。
  - 5)承継新株予約権の行使に際して出資される財産の内容及びその価額  
承継新株予約権の行使に際しては、承継された社債の全部を出資するものとし、当該社債の価額は、本社債の払込金額と同額とする。
  - 6)承継新株予約権を行使することができる期間  
組織再編成行為の効力発生日(当社が、本新株予約権の行使を停止する期間(当該期間は1ヶ月を超えないものとする。))その他必要な事項をあらかじめ書面により社債管理者に通知し、かつ、当該期間の開始日の1ヶ月前までに必要な事項を公告することで、本新株予約権の行使を停止する場合には、当該組織再編成行為の効力発生日または当該停止期間の末日の翌銀行営業日のうちいずれか遅い日)から本新株予約権の行使請求期間の満了日までとする。
  - 7)その他の承継新株予約権の行使の条件  
各承継新株予約権の一部については、行使請求することができない。
  - 8)承継新株予約権の取得事由  
取得事由は定めない。

(3) 【ライツプランの内容】

該当事項なし。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
平成19年4月1日～ 平成19年9月30日	0	1,110,699	0	204,675	0	261,415

(5) 【大株主の状況】

(平成19年9月30日現在)

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
日本生命保険相互会社	大阪市中央区今橋3丁目5番12号	54,967	4.95
ステート ストリート バンク アンド トラスト カンパニー (常任代理人 株式会社みずほコーポレ ート銀行 兜町証券決済業務室)	米国・ボストン (東京都中央区日本橋兜町6番7号)	50,119	4.51
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1番1号	47,359	4.26
株式会社みずほコーポレート銀行	東京都千代田区丸の内1丁目3番3号	41,910	3.77
株式会社三菱東京UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7番1号	41,678	3.75
日本トラスティ・サービス 信託銀行株式会社(信託口)	東京都中央区晴海1丁目8番11号	31,471	2.83
日本マスタートラスト信託銀行 株式会社(信託口)	東京都港区浜松町2丁目11番3号	30,717	2.77
第一生命保険相互会社	東京都千代田区有楽町1丁目13番1号	30,704	2.76
三井住友海上火災保険株式会社	東京都中央区新川2丁目27番2号	30,658	2.76
株式会社損害保険ジャパン	東京都新宿区西新宿1丁目26番1号	26,870	2.42
計	—	386,454	34.79

- (注) 1 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)の所有株式数は信託業務に係るものである。
- 2 株式会社みずほコーポレート銀行には、上記以外に退職給付信託に係る信託財産として設定した株式が4,770千株ある。
- 3 アライアンス・バーンスタイン株式会社及びアライアンス・バーンスタイン・エル・ピーから、平成19年5月14日付にて両社が連名で提出した大量保有報告書(変更報告書)の写しが当社に送付され、同報告書において平成19年5月7日現在下記のとおり両社共同で122,217千株の当社株式を保有している旨報告されているが、当社として当中間会計期間末現在における実質所有株式数の確認ができないため、上記大株主の状況には含めていない。

氏名又は名称	所有株式数 (千株)	発行済株式総数に対する 所有株式数の割合(%)
アライアンス・バーンスタイン・エル・ピー	120,541	10.85
アライアンス・バーンスタイン株式会社	1,676	0.15
計	122,217	11.00

(6) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

(平成19年9月30日現在)

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式(自己株式等)	—	—	—
議決権制限株式(その他)	—	—	—
完全議決権株式(自己株式等)	(自己保有株式) 普通株式 20,124,000	—	権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式
	(相互保有株式) 普通株式 75,000	—	同上
完全議決権株式(その他)	普通株式 1,085,649,000	1,085,649	同上
単元未満株式	普通株式 4,851,887	—	同上
発行済株式総数	1,110,699,887	—	—
総株主の議決権	—	1,085,649	—

- (注) 1 「完全議決権株式(その他)」欄の普通株式には、証券保管振替機構名義の株式が46,000株含まれている。  
また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数が46個含まれている。  
2 「単元未満株式」欄の普通株式には、当社所有の自己株式が128株含まれている。

② 【自己株式等】

(平成19年9月30日現在)

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計(株)	発行済株式総数 に対する所有 株式数の割合(%)
(自己保有株式) シャープ株式会社	大阪市阿倍野区長池町 22番22号	20,124,000	0	20,124,000	1.81
(相互保有株式) カンタツ株式会社	栃木県矢板市片岡 1150番地23	65,000	0	65,000	0.01
シャープタカヤ電子工業 株式会社	岡山県浅口市里庄町大字 里見3121番地の1	10,000	0	10,000	0.00
計	—	20,199,000	0	20,199,000	1.82

2 【株価の推移】

【当該中間会計期間における月別最高・最低株価】

月別	平成19年 4月	5月	6月	7月	8月	9月
最高(円)	2,445	2,345	2,415	2,370	2,180	2,115
最低(円)	2,205	2,110	2,290	2,020	1,888	1,884

(注) 最高・最低株価は東京証券取引所市場第一部による。

### 3 【役員状況】

前事業年度の有価証券報告書提出日後、当半期報告書提出日までの役員の変動は次のとおりである。

#### (1) 新任役員

該当事項なし。

#### (2) 退任役員

役名	職名	氏名	退任年月日
代表取締役 取締役副社長	デバイス事業担当	中 武 成 夫	平成19年11月30日

#### (3) 役職の変動

新役名及び職名	旧役名及び職名	氏名	異動年月日
代表取締役 取締役副社長 経営管理担当兼堺コンビナート 建設推進本部長	代表取締役 取締役副社長 経営管理担当	佐 治 寛	平成19年9月1日
代表取締役 取締役副社長 事業担当	代表取締役 取締役副社長 商品事業担当兼情報通信事業統 轄	松 本 雅 史	平成19年12月1日

## 第5 【経理の状況】

### 1. 中間連結財務諸表及び中間財務諸表の作成方法について

(1) 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」(平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間連結財務諸表規則に基づいて作成している。

(2) 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)に基づいて作成している。

なお、前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)は、改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)は、改正後の中間財務諸表等規則に基づいて作成している。

### 2. 監査証明について

当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び前中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の中間財務諸表について、並びに、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間連結財務諸表、及び当中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の中間財務諸表について、あずさ監査法人による中間監査を受けている。

# 1 【中間連結財務諸表等】

## (1) 【中間連結財務諸表】

### ① 【中間連結貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(資産の部)							
I 流動資産							
1 現金及び預金		381,209		147,405		424,151	
2 受取手形及び売掛金		474,755		479,591		527,999	
3 割賦売掛金	※1	62,794		74,596		67,668	
4 譲渡性預金		—		239,500		—	
5 有価証券		7,263		5,488		7,665	
6 たな卸資産		387,227		485,434		435,643	
7 その他の流動資産		202,308		240,510		222,003	
8 貸倒引当金		△5,441		△5,842		△5,866	
流動資産合計		1,510,115	54.9	1,666,682	54.1	1,679,263	56.5
II 固定資産							
1 有形固定資産							
(1) 建物及び構築物		605,081		649,739		629,443	
(2) 機械装置及び運搬具		1,337,628		1,540,836		1,442,838	
(3) 工具、器具及び備品		339,161		367,664		353,006	
(4) 建設仮勘定		99,319		105,122		60,116	
(5) その他の 有形固定資産		176,278		229,869		191,839	
(6) 減価償却累計額		△1,571,294	986,173	△1,758,310	1,134,920	△1,663,715	1,013,527
2 無形固定資産							
(1) 工業所有権・ 施設利用権		15,348		15,655		15,053	
(2) ソフトウェア		29,230		45,436		42,214	
(3) その他の 無形固定資産		—	44,578	8,171	69,262	3,469	60,736
3 投資その他の資産							
(1) 投資有価証券		137,051		115,647		133,187	
(2) その他の投資 その他の資産		74,573		90,078		78,629	
(3) 貸倒引当金		△1,423	210,201	△1,259	204,466	△1,397	210,419
固定資産合計		1,240,952	45.1	1,408,648	45.7	1,284,682	43.3
III 繰延資産		—	—	4,491	0.2	4,865	0.2
資産合計		2,751,067	100.0	3,079,821	100.0	2,968,810	100.0

区分	注記 番号	前中間連結会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間連結会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前連結会計年度の 要約連結貸借対照表 (平成19年3月31日現在)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(負債の部)								
I 流動負債								
1	支払手形及び買掛金	※1	649,290		743,784		751,274	
2	貿易未決済手形		95		—		36	
3	短期借入金		105,818		170,716		147,353	
4	社債(償還1年内)		57,300		5,474		57,687	
5	コマーシャルペーパー		178,977		108,812		22,865	
6	未払金		164,566		161,557		—	
7	未払費用		146,271		193,162		185,277	
8	賞与引当金		33,209		34,254		32,972	
9	製品保証引当金		8,443		12,097		10,793	
10	その他の流動負債		62,866		60,570		184,008	
	流動負債合計		1,406,835	51.1	1,490,426	48.4	1,392,265	46.9
II 固定負債								
1	社債		60,500		54,798		57,333	
2	新株予約権付社債		—		204,285		204,643	
3	長期借入金		101,444		69,546		77,818	
4	退職給付引当金		8,281		8,920		10,436	
5	その他の固定負債		31,416		36,469		34,110	
	固定負債合計		201,641	7.4	374,018	12.1	384,340	12.9
	負債合計		1,608,476	58.5	1,864,444	60.5	1,776,605	59.8
(純資産の部)								
I 株主資本								
1	資本金		204,676	7.5	204,676	6.6	204,676	6.9
2	資本剰余金		262,291	9.5	262,300	8.5	262,295	8.9
3	利益剰余金		703,115	25.6	771,691	25.1	745,209	25.1
4	自己株式		△26,584	△1.0	△27,082	△0.9	△26,844	△0.9
	株主資本合計		1,143,498	41.6	1,211,585	39.3	1,185,336	40.0
II 評価・換算差額等								
1	その他有価証券 評価差額金		25,531	0.9	17,916	0.6	24,381	0.8
2	繰延ヘッジ損益		△389	—	△918	—	1	—
3	為替換算調整勘定		△34,597	△1.3	△23,051	△0.8	△26,591	△0.9
	評価・換算差額等合計		△9,455	△0.4	△6,053	△0.2	△2,209	△0.1
III 少数株主持分								
	純資産合計		1,142,591	41.5	1,215,377	39.5	1,192,205	40.2
	負債純資産合計		2,751,067	100.0	3,079,821	100.0	2,968,810	100.0

② 【中間連結損益計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前連結会計年度の 要約連結損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			1,465,693	100.0		1,640,876	100.0		3,127,771	100.0
II 売上原価			1,130,735	77.1		1,276,754	77.8		2,414,592	77.2
売上総利益			334,958	22.9		364,122	22.2		713,179	22.8
III 販売費及び一般管理費	※1		244,791	16.7		285,065	17.4		526,648	16.8
営業利益			90,167	6.2		79,057	4.8		186,531	6.0
IV 営業外収益										
1 受取利息		2,809			3,112			5,831		
2 固定資産賃貸料		5,249			5,549			10,845		
3 持分法による 投資利益		0			272			612		
4 その他		3,789	11,847	0.8	5,730	14,663	0.9	7,897	25,185	0.8
V 営業外費用										
1 支払利息		2,475			3,277			5,588		
2 コマーシャル ペーパー利息		919			1,252			2,080		
3 固定資産賃貸費用		3,225			3,789			6,978		
4 持分法による 投資損失		69			0			0		
5 その他		14,001	20,689	1.5	13,234	21,552	1.3	26,486	41,132	1.3
経常利益			81,325	5.5		72,168	4.4		170,584	5.5
VI 特別利益										
1 固定資産売却益	※2	196			21			488		
2 投資有価証券売却益		0	196	—	2,096	2,117	0.2	1,299	1,787	0.1
VII 特別損失										
1 固定資産売却損	※3	2,300			2,987			7,356		
2 投資有価証券評価損		1,793			0			3,026		
3 過年度特許料		2,110			707			3,694		
4 過年度役員退職慰労 引当金繰入額		—	6,203	0.4	763	4,457	0.3	—	14,076	0.5
税金等調整前中間 (当期)純利益			75,318	5.1		69,828	4.3		158,295	5.1
法人税、住民税 及び事業税		24,350			16,702			51,264		
法人税等調整額		4,027	28,377	1.9	9,293	25,995	1.6	4,607	55,871	1.8
少数株主利益			401	—		523	0.1		707	—
中間(当期)純利益			46,540	3.2		43,310	2.6		101,717	3.3

③ 【中間連結株主資本等変動計算書】

前中間連結会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	204,676	262,288	668,687	△26,381	1,109,270
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当(注)			△13,091		△13,091
役員賞与金(注)			△468		△468
中間純利益			46,540		46,540
連結子会社の増加に伴う増加高			1,875		1,875
連結子会社の増加に伴う減少高			△428		△428
自己株式の取得				△212	△212
自己株式の処分		3		9	12
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	3	34,428	△203	34,228
平成18年9月30日残高(百万円)	204,676	262,291	703,115	△26,584	1,143,498

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延 ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	評価・換算 差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	27,992	—	△38,352	△10,360	8,734	1,107,644
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当(注)						△13,091
役員賞与金(注)						△468
中間純利益						46,540
連結子会社の増加に伴う増加高						1,875
連結子会社の増加に伴う減少高						△428
自己株式の取得						△212
自己株式の処分						12
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△2,461	△389	3,755	905	△186	719
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△2,461	△389	3,755	905	△186	34,947
平成18年9月30日残高(百万円)	25,531	△389	△34,597	△9,455	8,548	1,142,591

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当中間連結会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成19年3月31日残高(百万円)	204,676	262,295	745,209	△26,844	1,185,336
中間連結会計期間中の変動額					
剰余金の配当			△15,270		△15,270
中間純利益			43,310		43,310
連結子会社の増加に伴う増加高			192		192
連結子会社の増加に伴う減少高			△1,597		△1,597
持分法適用会社の増加に伴う減少高			△29		△29
在外子会社の年金会計に係る未積立債務の増加による減少高			△124		△124
自己株式の取得				△245	△245
自己株式の処分		5		7	12
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)					
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	—	5	26,482	△238	26,249
平成19年9月30日残高(百万円)	204,676	262,300	771,691	△27,082	1,211,585

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成19年3月31日残高(百万円)	24,381	1	△26,591	△2,209	9,078	1,192,205
中間連結会計期間中の変動額						
剰余金の配当						△15,270
中間純利益						43,310
連結子会社の増加に伴う増加高						192
連結子会社の増加に伴う減少高						△1,597
持分法適用会社の増加に伴う減少高						△29
在外子会社の年金会計に係る未積立債務の増加による減少高						△124
自己株式の取得						△245
自己株式の処分						12
株主資本以外の項目の中間連結会計期間中の変動額(純額)	△6,465	△919	3,540	△3,844	767	△3,077
中間連結会計期間中の変動額合計(百万円)	△6,465	△919	3,540	△3,844	767	23,172
平成19年9月30日残高(百万円)	17,916	△918	△23,051	△6,053	9,845	1,215,377

前連結会計年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
平成18年3月31日残高(百万円)	204,676	262,288	668,687	△26,381	1,109,270
連結会計年度中の変動額					
剰余金の配当(注)			△13,091		△13,091
剰余金の配当			△13,089		△13,089
役員賞与金(注)			△468		△468
当期純利益			101,717		101,717
連結子会社の増加に伴う増加高			1,875		1,875
連結子会社の増加に伴う減少高			△428		△428
連結子会社会計基準変更による減少高			△2,826		△2,826
在外子会社の年金会計に係る未積立債務の減少による増加高			2,832		2,832
自己株式の取得				△480	△480
自己株式の処分		7		17	24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)					
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	—	7	76,522	△463	76,066
平成19年3月31日残高(百万円)	204,676	262,295	745,209	△26,844	1,185,336

	評価・換算差額等				少数株主持分	純資産合計
	其他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	為替換算調整勘定	評価・換算差額等合計		
平成18年3月31日残高(百万円)	27,992	—	△38,352	△10,360	8,734	1,107,644
連結会計年度中の変動額						
剰余金の配当(注)						△13,091
剰余金の配当						△13,089
役員賞与金(注)						△468
当期純利益						101,717
連結子会社の増加に伴う増加高						1,875
連結子会社の増加に伴う減少高						△428
連結子会社会計基準変更による減少高						△2,826
在外子会社の年金会計に係る未積立債務の減少による増加高						2,832
自己株式の取得						△480
自己株式の処分						24
株主資本以外の項目の連結会計年度中の変動額(純額)	△3,611	1	11,761	8,151	344	8,495
連結会計年度中の変動額合計(百万円)	△3,611	1	11,761	8,151	344	84,561
平成19年3月31日残高(百万円)	24,381	1	△26,591	△2,209	9,078	1,192,205

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

④ 【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

区分	注記 番号	前中間連結会計期間	当中間連結会計期間	前連結会計年度の 連結キャッシュ・フロー 計算書
		(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		金額(百万円)	金額(百万円)	金額(百万円)
I 営業活動による キャッシュ・フロー				
1 税金等調整前 中間(当期)純利益		75,318	69,828	158,295
2 減価償却費		95,107	119,173	208,632
3 受取利息及び受取配当金		△ 3,697	△ 4,021	△ 6,913
4 支払利息及びコーポラ ティブペーパー利息		3,394	4,529	7,668
5 為替差損		1,313	1,610	2,760
6 有形固定資産売却損		2,300	2,987	7,356
7 売上債権の減少額 (又は増加額)		△ 26,103	47,540	△ 73,726
8 たな卸資産の増加額		△ 45,529	△ 43,046	△ 86,946
9 仕入債務の増加額 (又は減少額)		50,143	△ 15,900	143,425
10 その他		△ 9,819	△ 22,905	7,756
小計		142,427	159,795	368,307
11 利息及び配当金の受取額		6,017	4,822	9,432
12 利息の支払額		△ 3,627	△ 4,652	△ 8,182
13 法人税等の支払額		△ 24,047	△ 25,347	△ 55,205
営業活動による キャッシュ・フロー		120,770	134,618	314,352
II 投資活動による キャッシュ・フロー				
1 定期預金の預入による支出		△ 35,109	△ 20,001	△ 120,063
2 定期預金の払戻による収入		45,070	55,066	95,072
3 有価証券の売却による収入		3,878	4,671	6,480
4 有形固定資産の取得による 支出		△ 114,790	△ 194,399	△ 294,548
5 有形固定資産の売却による 収入		1,035	507	1,407
6 投資有価証券の取得による 支出		△ 2,177	△ 6,385	△ 4,121
7 投資有価証券の売却による 収入		62	10,618	1,944
8 貸付けによる支出		△ 821	△ 359	△ 1,063
9 貸付金の回収による収入		533	172	683
10 その他		△ 17,989	△ 27,767	△ 14,580
投資活動による キャッシュ・フロー		△ 120,308	△ 177,877	△ 328,789



中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 連結の範囲に関する事項	<p>連結子会社は50社である。シャープ・マニファクチュアリング・ポーランドについては、当中間連結会計期間において新たに設立したため連結の範囲に含めた。また、前連結会計年度まで非連結子会社であったシャープビジネスコンピュータソフトウェア(株)他1社を重要性の観点から連結の範囲に含めた。</p> <p>連結の範囲から除いた非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、中間純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても中間連結財務諸表の項目に重要な影響を及ぼすものではない。</p> <p>主要な連結子会社名は、シャープエレクトロニクスマーケティング(株)、シャープファイナンス(株)、シャープシステムプロダクト(株)、シャープマニファクチャリングシステム(株)、シャープエンジニアリング(株)、シャープドキュメントシステム(株)、シャープアメニティシステム(株)、シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション、シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ベー・ハー、シャープ・エレクトロニクス(ユーケー)リミテッド、シャープ・アプライアンス(タイランド)リミテッド、シャープ・コーポレーション・オブ・オーストラリア、夏普弁公設備(常熟)有限公司である。また、主要な非連結子会社名は、シャープ・インドシア・リミテッドである。</p>	<p>連結子会社は54社である。前連結会計年度まで非連結子会社であったシャープ・マニファクチュアリング(タイランド)カンパニー・リミテッド他3社を重要性の観点から連結の範囲に含めた。</p> <p>連結の範囲から除いた非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、中間純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても中間連結財務諸表の項目に重要な影響を及ぼすものではない。</p> <p>主要な連結子会社名は、シャープエレクトロニクスマーケティング(株)、シャープファイナンス(株)、シャープシステムプロダクト(株)、シャープマニファクチャリングシステム(株)、シャープエンジニアリング(株)、シャープドキュメントシステム(株)、シャープアメニティシステム(株)、シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション、シャープ・エレクトロニクス(ヨーロッパ)ゲー・エム・ベー・ハー、シャープ・エレクトロニクス(ユーケー)リミテッド、シャープ・アプライアンス(タイランド)リミテッド、夏普弁公設備(常熟)有限公司、南京夏普電子有限公司である。また、主要な非連結子会社名は、シャープ・インドシア・リミテッドである。</p>	<p>連結子会社は50社である。シャープ・マニファクチュアリング・ポーランドについては、当連結会計年度において新たに設立したため連結の範囲に含めた。また、前連結会計年度まで非連結子会社であったシャープビジネスコンピュータソフトウェア(株)他1社を重要性の観点から連結の範囲に含めた。</p> <p>連結の範囲から除いた非連結子会社は、いずれも総資産、売上高、当期純損益、及び利益剰余金等からみて小規模であり、かつ、全体としても連結財務諸表の項目に重要な影響を及ぼすものではない。</p> <p>連結子会社名は、「第1企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているので省略する。また、主要な非連結子会社名は、シャープ・インドシア・リミテッドである。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 持分法の適用に関する事項	<p>非連結子会社1社及び関連会社10社に対する投資について持分法を適用している。</p> <p>適用外の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間連結純利益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価している。</p> <p>持分法適用に当たり発生した投資差額は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却している。ただし、金額に重要性がない場合には、発生期間において全額償却している。</p> <p>主要な持分法適用会社名は、シャープ・ロキシー・コーポレーション・マレーシア、シャープ・ロキシー・エレクトロニクス・コーポレーション・マレーシア、シャープ・ロキシー(ホンコン)リミテッドである。</p> <p>持分法を適用していない主要な会社名は、シャープ・マニュファクチュアリング(タイランド)カンパニー・リミテッドである。</p>	<p>非連結子会社1社及び関連会社11社に対する投資について持分法を適用している。NSソーラーマテリアル(株)を当中間連結会計期間より重要性の観点から持分法適用会社に加えている。</p> <p>適用外の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ中間連結純利益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価している。</p> <p>持分法適用に当たり発生した投資差額は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却している。ただし、金額に重要性がない場合には、発生期間において全額償却している。</p> <p>主要な持分法適用会社名は、シャープ・ロキシー・コーポレーション・マレーシア、シャープ・ロキシー・エレクトロニクス・コーポレーション・マレーシア、シャープ・ロキシー(ホンコン)リミテッドである。</p> <p>持分法を適用していない主要な会社名は、シャープ・テレコミュニケーションズ・オブ・ヨーロッパ・リミテッドである。</p>	<p>非連結子会社1社及び関連会社10社に対する投資について持分法を適用している。</p> <p>適用外の非連結子会社及び関連会社は、それぞれ連結純利益及び連結利益剰余金等に及ぼす影響が軽微であり、かつ、全体としても重要性がないため、これらの会社に対する投資については、持分法を適用せず、原価法により評価している。</p> <p>持分法適用に当たり発生した投資差額は、効果の発現する期間の見積りが可能なものについてはその年数で、それ以外のものについては5年間で均等償却している。ただし、金額に重要性がない場合には、発生年度において全額償却している。</p> <p>主要な持分法適用会社名は、「第1 企業の概況 4 関係会社の状況」に記載しているので省略する。</p> <p>持分法を適用していない主要な会社名は、シャープ・マニュファクチュアリング(タイランド)カンパニー・リミテッドである。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
3 連結子会社の(中間)決算日等に関する事項	連結子会社のうち、夏普弁公設備(常熟)有限公司、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ他6社は6月30日が中間決算日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイは、中間連結決算日に仮決算を行い連結し、その他の会社はそれぞれの中間決算日現在の中間財務諸表を使用している。	連結子会社のうち、夏普弁公設備(常熟)有限公司、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ他7社は6月30日が中間決算日である。中間連結財務諸表の作成に当たっては、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイは、中間連結決算日に仮決算を行い連結し、その他の会社はそれぞれの中間決算日現在の中間財務諸表を使用している。	連結子会社のうち、夏普弁公設備(常熟)有限公司、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイ他6社は12月31日が決算日である。連結財務諸表の作成に当たっては、シャープ・エレクトロニカ・メキシコ・エス・エー・デ・シー・ブイは、連結決算日に仮決算を行い連結し、その他の会社はそれぞれの決算日現在の財務諸表を使用している。
4 会計処理基準に関する事項	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          主として中間期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)          時価のないもの          主として総平均法による原価法</p> <p>②たな卸資産          製品          当社及び国内連結子会社は、主として移動平均法による低価法により評価しているが、在外連結子会社では、主として先入先出法による低価法により評価している。          原材料・仕掛品          主として最終取得原価法による原価法により評価している。</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産          当社及び国内連結子会社は、主として定率法を採用している。ただし、当社の三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっている。          在外連結子会社では、主として定額法を採用している。</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          同左</p> <p>時価のないもの          同左</p> <p>②たな卸資産          製品          同左</p> <p>原材料・仕掛品          同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産          同左</p>	<p>(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法</p> <p>①有価証券          その他有価証券          時価のあるもの          主として期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として総平均法により算定)          時価のないもの          同左</p> <p>②たな卸資産          製品          同左</p> <p>原材料・仕掛品          同左</p> <p>(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法</p> <p>①有形固定資産          同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>②無形固定資産 主として定額法を採用している。</p> <p>(3) ———</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 主として一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>②賞与引当金 将来の支給見込額のうち当中間連結会計期間の負担額を計上している。</p> <p>③製品保証引当金 過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上している。</p> <p>④退職給付引当金 当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 なお、会計基準変更時差異(69,090百万円)については、7年による按分額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理している。 数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p>	<p>②無形固定資産 主として定額法を採用している。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっている。</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却している。</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 同左</p> <p>③製品保証引当金 同左</p> <p>④退職給付引当金 同左</p>	<p>②無形固定資産 同左</p> <p>(3) 繰延資産の処理方法 同左</p> <p>(4) 重要な引当金の計上基準</p> <p>①貸倒引当金 同左</p> <p>②賞与引当金 将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上している。</p> <p>③製品保証引当金 同左</p> <p>④退職給付引当金 当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上している。 なお、会計基準変更時差異(69,090百万円)については、7年による按分額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理している。 数理計算上の差異は、主としてその発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌連結会計年度から費用処理することとしている。</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、主として通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。また、為替予約が付されている外貨建資産・負債については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を行っている。</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 ……デリバティブ取引 (為替予約取引及び金利スワップ取引) ヘッジ対象 ……外貨建資産・負債 (主として、輸出入取引に係る債権・債務)、有価証券及び借入金</p> <p>③ヘッジ方針 当社の社内規定又は当社の指導により定める基本ルールに基づき、資産・負債に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っている。</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左  ヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(5) 重要なリース取引の処理方法 同左</p> <p>(6) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>①繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左</p> <p>②ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 同左  ヘッジ対象 同左</p> <p>③ヘッジ方針 同左</p> <p>④ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ①消費税等の会計処理 税抜方式によっている。 ②連結納税制度の適用 連結納税制度を適用している。 ③ ———	(7) その他中間連結財務諸表作成のための重要な事項 ①消費税等の会計処理 同左 ②連結納税制度の適用 同左 ③法人税等の会計処理 当中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、当連結会計年度において予定している特別償却準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算している。	(7) その他連結財務諸表作成のための重要な事項 ①消費税等の会計処理 同左 ②連結納税制度の適用 同左 ③ ———
5 中間連結キャッシュ・フロー計算書(連結キャッシュ・フロー計算書)における資金の範囲	中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。	同左	連結キャッシュ・フロー計算書における資金(現金及び現金同等物)は、手許現金、随時引き出し可能な預金及び容易に換金可能であり、かつ、価値の変動について僅少なりリスクしか負わない取得日から3ヶ月以内に償還期限の到来する短期投資からなる。

#### 会計処理の変更

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
(役員賞与に関する会計基準) 当中間連結会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これによる損益に与える影響は軽微である。 なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。	—————	(役員賞与に関する会計基準) 当連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これによる損益に与える影響は軽微である なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,134,432百万円である。</p> <p>なお、当中間連結会計期間における中間連結貸借対照表の純資産の部については、中間連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の中間連結財務諸表規則により作成している。</p>	<p>————</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準)</p> <p>当連結会計年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。</p> <p>これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,183,126百万円である。</p> <p>なお、当連結会計年度における連結貸借対照表の純資産の部については、連結財務諸表規則の改正に伴い、改正後の連結財務諸表規則により作成している。</p>
<p>(特許料・技術指導料等収入及び関連費用)</p> <p>従来、営業外収益の「特許料・技術指導料等収入」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用は、当中間連結会計期間より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上することに変更している。この変更は、当社グループの事業活動の成果である当該収入の増加等に伴い、損益区分をより適切に表示するために行ったものである。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間連結会計期間の売上高は8,245百万円、売上原価は2,251百万円、営業利益は5,994百万円それぞれ増加しているが、経常利益及び税金等調整前中間純利益に与える影響はない。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。</p>	<p>————</p>	<p>(特許料・技術指導料等収入及び関連費用)</p> <p>従来、営業外収益の「特許料・技術指導料等収入」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用は、当連結会計年度より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上することに変更している。この変更は、当社グループの事業活動の成果である当該収入の増加等に伴い、損益区分をより適切に表示するために行ったものである。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度の売上高は15,614百万円、売上原価は4,458百万円、営業利益は11,156百万円それぞれ増加しているが、経常利益及び税金等調整前当期純利益に与える影響はない。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
		<p>(社債発行費の会計処理)</p> <p>従来、社債発行費は支出時に全額費用処理していたが、当連結会計年度より、繰延資産に計上の上、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更している。この変更は、社債発行の大型化に伴い、社債発行費も多額となること、社債発行費の効果が支出時のみならず償還期間にわたると考えられること及び社債の会計処理として償却原価法が適用され、発行価格と額面の差額の合計額5,000百万円が、償還期間にわたり収益に計上されることを勘案し、資金調達費用をより合理的に配分し、期間損益計算の適正化を図るために行ったものである。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度の経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ4,865百万円増加している。</p> <p>なお、当会計処理の変更が下期に行われたのは、当中間連結会計期間での社債の発行はなく社債発行費も発生していなかったためであり、当中間連結会計期間に及ぼす影響はない。</p>
		<p>(米国連結子会社の退職給付引当金の計上基準)</p> <p>当社の在米国連結子会社は、当連結会計年度より、改正後の米国の退職給付に係る会計基準を適用している。</p> <p>これによる損益に与える影響は軽微である。</p> <p>また、これまで未認識であった過去勤務債務及び数理差異を連結貸借対照表上認識し利益剰余金から直接減額したことから利益剰余金は2,826百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。</p>

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ1,933百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。</p>	—
—	<p>(役員退職慰労引当金の計上基準)</p> <p>当中間連結会計期間より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間連結会計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ66百万円減少し、税金等調整前中間純利益は829百万円減少している。</p> <p>なお、セグメント情報に与える影響は、(セグメント情報)に記載している。</p>	—

## 表示方法の変更

項目	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
(中間連結貸借対照表)		
1. 未払金に関する表示	従来、「その他の流動負債」に含めて表示していた未払金は、その金額が負債純資産の合計額の100分の5を超えたため、区分掲記することとした。なお、前中間連結会計期間末の金額は、82,531百万円である。	———
2. 未払費用に関する表示	従来、「その他の流動負債」に含めて表示していた未払費用は、その金額が負債純資産の合計額の100分の5を超えたため、区分掲記することとした。なお、前中間連結会計期間末の金額は、123,260百万円である。	———
3. 譲渡性預金に関する表示	———	「譲渡性預金」は、これまで「現金及び預金」に含めて表示していたが、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号)、「「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」(平成19年10月2日)及び「金融商品会計に関するQ&A」(日本公認会計士協会 平成19年11月6日 会計制度委員会)の改正に伴い、区分掲記することに変更した。 なお、前中間連結会計期間末の「譲渡性預金」の金額は、234,500百万円である。
4. 貿易未決済手形に関する表示	———	前中間連結会計期間において区分掲記していた「貿易未決済手形」(当中間連結会計期間末2百万円)は、金額的重要性が乏しいため、「その他の流動負債」に含めて表示することとした。

追加情報

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	—	<p>(製品組込みソフトウェアの会計処理)</p> <p>製品組込みソフトウェアの会計処理については、従来、事務処理の便宜上、外部委託ソフトウェアの検収時に経費処理する簡便的な方法によっていたが、当下期において、複雑化・多機能化した機器の生産拡大に伴い、搭載されるソフトウェアの金額的重要性が増したため、当連結会計年度より、「研究開発費等に係る会計基準」に従い、検収時に資産計上した上、販売時に経費処理することとしている。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当連結会計年度の営業利益、経常利益及び税金等調整前当期純利益は、それぞれ10,455百万円増加している。</p>
—	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、平成19年3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した連結会計年度の翌連結会計年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間連結会計期間の営業利益、経常利益及び税金等調整前中間純利益は、それぞれ3,995百万円減少している。</p>	—
—	<p>(社債発行費の会計処理)</p> <p>従来、社債発行費は支出時に全額費用処理していたが、前連結会計年度の下期より、繰延資産に計上の上、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更している。したがって前中間連結会計期間は従来の方法によっているが、前中間連結会計期間での社債の発行はなく社債発行費も発生していなかったため、この変更に伴う前中間連結会計期間の損益に与える影響はない。</p>	—

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

(単位：百万円)

前中間連結会計期末 (平成18年9月30日現在)	当中間連結会計期末 (平成19年9月30日現在)	前連結会計年度末 (平成19年3月31日現在)
<p>※1 割賦売掛金には、連結子会社の信用保証業務に係わる割賦売掛金33,914百万円が含まれており、支払手形及び買掛金には、信用保証業務に係わる買掛金が同額含まれている。</p>	<p>※1 割賦売掛金には、連結子会社の信用保証業務に係わる割賦売掛金38,878百万円が含まれており、支払手形及び買掛金には、信用保証業務に係わる買掛金が同額含まれている。</p>	<p>※1 割賦売掛金には、連結子会社の信用保証業務に係わる割賦売掛金36,478百万円が含まれており、支払手形及び買掛金には、信用保証業務に係わる買掛金が同額含まれている。</p>
<p>2 偶発債務 保証債務</p> <p>従業員住宅資金 借入に対する保証 6,645</p> <p>融資債権に係る 銀行に対する保証 4</p> <p>銀行借入に対す る保証</p> <p>関西リサイク ルシステムズ 株 275</p> <hr/> <p>小計 275</p> <hr/> <p>合計 6,924</p>	<p>2 偶発債務 保証債務</p> <p>従業員住宅資金 借入に対する保証 5,517</p> <p>融資債権に係る 銀行に対する保証 4</p> <p>銀行借入に対す る保証</p> <p>関西リサイク ルシステムズ 株 225</p> <hr/> <p>小計 225</p> <hr/> <p>合計 5,746</p>	<p>2 偶発債務 保証債務</p> <p>従業員住宅資金 借入に対する保証 6,139</p> <p>融資債権に係る 銀行に対する保証 4</p> <p>銀行借入に対す る保証</p> <p>関西リサイク ルシステムズ 株 250</p> <hr/> <p>小計 250</p> <hr/> <p>合計 6,393</p>
<p>3 輸出為替手形割引高 387</p>	<p>3 輸出為替手形割引高 397</p>	<p>3 輸出為替手形割引高 504</p>
<p>4 ———</p>	<p>4 その他 TFT液晶事業に関し、公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、米国において民事訴訟が提起されている。</p>	<p>4 ———</p>

## (中間連結損益計算書関係)

(単位：百万円)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
※1 販売費及び一般管理費 主要な費目の内訳 広告宣伝費 31,797 貸倒引当金繰入額 1,160 製品保証引当金繰入額 6,094 従業員給料及び諸手当 60,530 (うち、賞与引当金繰入額) (14,015) 退職給付費用 2,084 研究開発費 23,657 (うち、賞与引当金繰入額) (2,422)	※1 販売費及び一般管理費 主要な費目の内訳 広告宣伝費 36,832 特許権使用料 33,759 貸倒引当金繰入額 1,026 製品保証引当金繰入額 8,922 従業員給料及び諸手当 63,992 (うち、賞与引当金繰入額) (14,147) 退職給付費用 1,717 研究開発費 24,680 (うち、賞与引当金繰入額) (2,641)	※1 販売費及び一般管理費 主要な費目の内訳 広告宣伝費 70,836 特許権使用料 58,267 貸倒引当金繰入額 1,969 製品保証引当金繰入額 8,645 従業員給料及び諸手当 121,826 (うち、賞与引当金繰入額) (13,802) 退職給付費用 5,494 研究開発費 49,276 (うち、賞与引当金繰入額) (2,493)
※2 固定資産売却益の内訳 土地 43 建物及び構築物 134 機械装置及び運搬具 19 合計 196	※2 固定資産売却益の内訳 機械装置及び運搬具他 21 合計 21	※2 固定資産売却益の内訳 土地 325 建物及び構築物 139 機械装置及び運搬具他 24 合計 488
※3 固定資産売却損の内訳 売却損 廃却損 合計 機械装置及び運搬具 153 654 807 工具、器具及び備品 184 365 549 建物及び構築物他 80 864 944 合計 417 1,883 2,300	※3 固定資産売却損の内訳 売却損 廃却損 合計 機械装置及び運搬具 24 271 295 工具、器具及び備品 321 1,907 2,228 建物及び構築物他 37 427 464 合計 382 2,605 2,987	※3 固定資産売却損の内訳 売却損 廃却損 合計 機械装置及び運搬具 391 1,295 1,686 工具、器具及び備品 1,078 2,107 3,185 建物及び構築物他 86 2,399 2,485 合計 1,555 5,801 7,356

(中間連結株主資本等変動計算書関係)

(前中間連結会計期間)(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,110,699	0	0	1,110,699
合計	1,110,699	0	0	1,110,699
自己株式				
普通株式	19,798	107	6	19,899
合計	19,798	107	6	19,899

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加107千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

2 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	13,091百万円	12円	平成18年3月31日	平成18年6月22日 (定時株主総会后)

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年10月25日 取締役会	普通株式	13,090百万円	利益剰余金	12円	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(当中間連結会計期間) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当中間連結会計期間 増加株式数 (千株)	当中間連結会計期間 減少株式数 (千株)	当中間連結会計 期間末株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,110,699	0	0	1,110,699
合計	1,110,699	0	0	1,110,699
自己株式				
普通株式	20,021	108	5	20,124
合計	20,021	108	5	20,124

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加108千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、単元未満株式の売渡しによる減少5千株及び第20回無担保転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使請求に伴う交付による減少(395株)である。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当中間連結 会計期間末 残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当中間連結 会計期間増加	当中間連結 会計期間減少	当中間連結 会計期間末	
提出会社	第20回無担保転換社債型新株予約権付社債(平成18年10月17日発行)に付された新株予約権	普通株式	79,020,150	0	395	79,019,755	—

(注) 1 前連結会計年度末欄及び当中間連結会計期間末欄の新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれ前連結会計年度末及び当中間連結会計期間末における転換価額で算出される最大整数である。

2 新株予約権の目的となる株式の数の減少は、新株予約権の行使請求によるものである。

3 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	15,270百万円	14円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

(2) 基準日が当中間連結会計期間に属する配当のうち、配当の効力発生日が当中間連結会計期間末後となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年10月25日 取締役会	普通株式	15,268百万円	利益剰余金	14円	平成19年9月30日	平成19年12月3日

(前連結会計年度) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

1 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前連結会計年度末 株式数 (千株)	当連結会計年度 増加株式数 (千株)	当連結会計年度 減少株式数 (千株)	当連結会計年度末 株式数 (千株)
発行済株式				
普通株式	1,110,699	0	0	1,110,699
合計	1,110,699	0	0	1,110,699
自己株式				
普通株式	19,798	234	12	20,021
合計	19,798	234	12	20,021

- (注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加234千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。  
2 普通株式の自己株式の株式数の減少12千株は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

2 新株予約権及び自己新株予約権に関する事項

区分	新株予約権の内訳	新株予約権の 目的となる 株式の種類	新株予約権の目的となる株式の数(株)				当連結会計 年度末残高 (百万円)
			前連結会計 年度末	当連結 会計年度増加	当連結 会計年度減少	当連結 会計年度末	
提出会社	第20回無担保転換 社債型新株予約権 付社債(平成18年10 月17日発行)に付さ れた新株予約権	普通株式	—	79,020,150	0	79,020,150	—

- (注) 1 当連結会計年度増加欄及び当連結会計年度末欄の新株予約権の目的となる株式の数は、それぞれ当該社債発行日及び当連結会計年度末における転換価額で算出される最大整数である。  
2 上表の新株予約権は、すべて権利行使可能なものである。

3 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成18年6月22日 定時株主総会	普通株式	13,091百万円	12円	平成18年3月31日	平成18年6月22日 (定時株主総会後)
平成18年10月25日 取締役会	普通株式	13,089百万円	12円	平成18年9月30日	平成18年12月1日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

(決議)	株式の種類	配当金の 総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成19年6月22日 定時株主総会	普通株式	15,270百万円	利益剰余金	14円	平成19年3月31日	平成19年6月25日

## (中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

(単位：百万円)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成18年9月30日現在)	現金及び現金同等物の中間期末残高 と中間連結貸借対照表に掲記されて いる科目の金額との関係 (平成19年9月30日現在)	現金及び現金同等物の期末残高と連 結貸借対照表に掲記されている科目 の金額との関係 (平成19年3月31日現在)
現金及び預金勘定 381,209	現金及び預金勘定 147,405	現金及び預金勘定 424,151
有価証券勘定 7,263	譲渡性預金勘定 239,500	有価証券勘定 7,665
預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 $\Delta$ 20,375	有価証券勘定 5,488	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 $\Delta$ 55,365
預入期間が3ヶ月を 超える譲渡性預金 $\Delta$ 59,500	預入期間が3ヶ月を 超える定期預金 $\Delta$ 20,317	預入期間が3ヶ月を 超える譲渡性預金 $\Delta$ 39,500
債券 $\Delta$ 7,263	預入期間が3ヶ月を 超える譲渡性預金 $\Delta$ 59,500	債券 $\Delta$ 7,665
現金及び現金同等物 の中間期末残高 301,334	債券 $\Delta$ 5,488	現金及び現金同等物 の期末残高 329,286
	現金及び現金同等物 の中間期末残高 307,088	

[次へ](#)

## (リース取引関係)

(単位：百万円)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																						
<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>1,160</td> <td>975</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>48,672</td> <td>15,291</td> <td>33,381</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>42,780</td> <td>20,356</td> <td>22,424</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>113</td> <td>20</td> <td>93</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>92,725</td> <td>36,642</td> <td>56,083</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>94,725</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>200,870</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>295,595</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>9,314</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>9,314</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	建物及び構築物	1,160	975	185	機械装置及び運搬具	48,672	15,291	33,381	工具、器具及び備品	42,780	20,356	22,424	その他	113	20	93	合計	92,725	36,642	56,083	1年内	94,725	1年超	200,870	合計	295,595	支払リース料	9,314	減価償却費相当額	9,314	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>1,266</td> <td>1,180</td> <td>86</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>72,956</td> <td>23,339</td> <td>49,617</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>45,269</td> <td>21,714</td> <td>23,555</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>135</td> <td>45</td> <td>90</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>119,626</td> <td>46,278</td> <td>73,348</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>101,565</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>216,864</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>318,429</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>11,781</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>11,781</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	建物及び構築物	1,266	1,180	86	機械装置及び運搬具	72,956	23,339	49,617	工具、器具及び備品	45,269	21,714	23,555	その他	135	45	90	合計	119,626	46,278	73,348	1年内	101,565	1年超	216,864	合計	318,429	支払リース料	11,781	減価償却費相当額	11,781	<p>1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 借手側</p> <p>① リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建物及び構築物</td> <td>1,220</td> <td>1,081</td> <td>139</td> </tr> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>60,648</td> <td>18,429</td> <td>42,219</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>43,984</td> <td>19,970</td> <td>24,014</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>113</td> <td>32</td> <td>81</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>105,965</td> <td>39,512</td> <td>66,453</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>98,303</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>211,031</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>309,334</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注)未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>③ 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>19,965</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>19,965</td> </tr> </tbody> </table> <p>④ 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	建物及び構築物	1,220	1,081	139	機械装置及び運搬具	60,648	18,429	42,219	工具、器具及び備品	43,984	19,970	24,014	その他	113	32	81	合計	105,965	39,512	66,453	1年内	98,303	1年超	211,031	合計	309,334	支払リース料	19,965	減価償却費相当額	19,965
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																																																																																					
建物及び構築物	1,160	975	185																																																																																																					
機械装置及び運搬具	48,672	15,291	33,381																																																																																																					
工具、器具及び備品	42,780	20,356	22,424																																																																																																					
その他	113	20	93																																																																																																					
合計	92,725	36,642	56,083																																																																																																					
1年内	94,725																																																																																																							
1年超	200,870																																																																																																							
合計	295,595																																																																																																							
支払リース料	9,314																																																																																																							
減価償却費相当額	9,314																																																																																																							
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																																																																																					
建物及び構築物	1,266	1,180	86																																																																																																					
機械装置及び運搬具	72,956	23,339	49,617																																																																																																					
工具、器具及び備品	45,269	21,714	23,555																																																																																																					
その他	135	45	90																																																																																																					
合計	119,626	46,278	73,348																																																																																																					
1年内	101,565																																																																																																							
1年超	216,864																																																																																																							
合計	318,429																																																																																																							
支払リース料	11,781																																																																																																							
減価償却費相当額	11,781																																																																																																							
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																																																																					
建物及び構築物	1,220	1,081	139																																																																																																					
機械装置及び運搬具	60,648	18,429	42,219																																																																																																					
工具、器具及び備品	43,984	19,970	24,014																																																																																																					
その他	113	32	81																																																																																																					
合計	105,965	39,512	66,453																																																																																																					
1年内	98,303																																																																																																							
1年超	211,031																																																																																																							
合計	309,334																																																																																																							
支払リース料	19,965																																																																																																							
減価償却費相当額	19,965																																																																																																							

(単位：百万円)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																																
<p>(2) 貸手側</p> <p>① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額</th> <th>減価償却累計額</th> <th>中間期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4,721</td> <td>2,846</td> <td>1,875</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>111,609</td> <td>49,736</td> <td>61,873</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>928</td> <td>160</td> <td>768</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>117,258</td> <td>52,742</td> <td>64,516</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>100,847</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>215,817</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>316,664</td> </tr> </table> <p>このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の中間期末残高は249,704百万円(うち1年内は80,258百万円)である。 なお、借手側の未経過リース料の残高は概ね同額であり、上記の(1)借手側②未経過リース料中間期末残高相当額に含まれている。</p> <p>③ 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>11,448</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>10,414</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>1,111</td> </tr> </table> <p>④ 利息相当額の算定方法 リース料総額と見積残存価額の合計額からリース物件の購入価額を控除した額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっている。</p>		取得価額	減価償却累計額	中間期末残高	機械装置及び運搬具	4,721	2,846	1,875	工具、器具及び備品	111,609	49,736	61,873	その他	928	160	768	合計	117,258	52,742	64,516	1年内	100,847	1年超	215,817	合計	316,664	受取リース料	11,448	減価償却費	10,414	受取利息相当額	1,111	<p>(2) 貸手側</p> <p>① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び中間期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額</th> <th>減価償却累計額</th> <th>中間期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4,962</td> <td>3,258</td> <td>1,704</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>120,644</td> <td>57,950</td> <td>62,694</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,721</td> <td>413</td> <td>1,308</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>127,327</td> <td>61,621</td> <td>65,706</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>104,193</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>218,913</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>323,106</td> </tr> </table> <p>このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の中間期末残高は254,845百万円(うち1年内は82,130百万円)である。 なお、借手側の未経過リース料の残高は概ね同額であり、上記の(1)借手側②未経過リース料中間期末残高相当額に含まれている。</p> <p>③ 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>12,755</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>11,572</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>1,179</td> </tr> </table> <p>④ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額	減価償却累計額	中間期末残高	機械装置及び運搬具	4,962	3,258	1,704	工具、器具及び備品	120,644	57,950	62,694	その他	1,721	413	1,308	合計	127,327	61,621	65,706	1年内	104,193	1年超	218,913	合計	323,106	受取リース料	12,755	減価償却費	11,572	受取利息相当額	1,179	<p>(2) 貸手側</p> <p>① リース物件の取得価額、減価償却累計額及び期末残高</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額</th> <th>減価償却累計額</th> <th>期末残高</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械装置及び運搬具</td> <td>4,791</td> <td>3,008</td> <td>1,783</td> </tr> <tr> <td>工具、器具及び備品</td> <td>117,342</td> <td>54,535</td> <td>62,807</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>1,230</td> <td>264</td> <td>966</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>123,363</td> <td>57,807</td> <td>65,556</td> </tr> </tbody> </table> <p>② 未経過リース料期末残高相当額</p> <table> <tr> <td>1年内</td> <td>102,667</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>218,245</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>320,912</td> </tr> </table> <p>このうち、転貸リース取引に係る貸手側の未経過リース料の期末残高は252,795百万円(うち1年内は81,135百万円)である。 なお、借手側の未経過リース料の残高は概ね同額であり、上記の(1)借手側②未経過リース料期末残高相当額に含まれている。</p> <p>③ 受取リース料、減価償却費及び受取利息相当額</p> <table> <tr> <td>受取リース料</td> <td>23,663</td> </tr> <tr> <td>減価償却費</td> <td>21,514</td> </tr> <tr> <td>受取利息相当額</td> <td>2,262</td> </tr> </table> <p>④ 利息相当額の算定方法 同左</p>		取得価額	減価償却累計額	期末残高	機械装置及び運搬具	4,791	3,008	1,783	工具、器具及び備品	117,342	54,535	62,807	その他	1,230	264	966	合計	123,363	57,807	65,556	1年内	102,667	1年超	218,245	合計	320,912	受取リース料	23,663	減価償却費	21,514	受取利息相当額	2,262
	取得価額	減価償却累計額	中間期末残高																																																																																															
機械装置及び運搬具	4,721	2,846	1,875																																																																																															
工具、器具及び備品	111,609	49,736	61,873																																																																																															
その他	928	160	768																																																																																															
合計	117,258	52,742	64,516																																																																																															
1年内	100,847																																																																																																	
1年超	215,817																																																																																																	
合計	316,664																																																																																																	
受取リース料	11,448																																																																																																	
減価償却費	10,414																																																																																																	
受取利息相当額	1,111																																																																																																	
	取得価額	減価償却累計額	中間期末残高																																																																																															
機械装置及び運搬具	4,962	3,258	1,704																																																																																															
工具、器具及び備品	120,644	57,950	62,694																																																																																															
その他	1,721	413	1,308																																																																																															
合計	127,327	61,621	65,706																																																																																															
1年内	104,193																																																																																																	
1年超	218,913																																																																																																	
合計	323,106																																																																																																	
受取リース料	12,755																																																																																																	
減価償却費	11,572																																																																																																	
受取利息相当額	1,179																																																																																																	
	取得価額	減価償却累計額	期末残高																																																																																															
機械装置及び運搬具	4,791	3,008	1,783																																																																																															
工具、器具及び備品	117,342	54,535	62,807																																																																																															
その他	1,230	264	966																																																																																															
合計	123,363	57,807	65,556																																																																																															
1年内	102,667																																																																																																	
1年超	218,245																																																																																																	
合計	320,912																																																																																																	
受取リース料	23,663																																																																																																	
減価償却費	21,514																																																																																																	
受取利息相当額	2,262																																																																																																	

[次へ](#)

(単位：百万円)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引	2 オペレーティング・リース取引
(1) 未経過支払リース料	(1) 未経過支払リース料	(1) 未経過支払リース料
1年内 1,307	1年内 1,650	1年内 1,334
1年超 3,075	1年超 4,086	1年超 2,965
合計 4,382	合計 5,736	合計 4,299
(2) 未経過受取リース料	(2) 未経過受取リース料	(2) 未経過受取リース料
1年内 1,420	1年内 1,775	1年内 1,548
1年超 1,179	1年超 1,582	1年超 1,341
合計 2,599	合計 3,357	合計 2,889

(有価証券関係)

(前中間連結会計期間)(平成18年9月30日現在)

有価証券			
1	満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当なし。		
2	その他有価証券で時価のあるもの		
	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
株式	47,959百万円	91,428百万円	43,469百万円
その他	136百万円	192百万円	56百万円
3	時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額		
(1)	その他有価証券		
非上場株式		13,529百万円	
(2)	子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式		12,611百万円	

(当中間連結会計期間)(平成19年9月30日現在)

有価証券			
1	満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当なし。		
2	その他有価証券で時価のあるもの		
	取得原価	中間連結貸借対照表計上額	差額
株式	46,658百万円	77,310百万円	30,652百万円
その他	99百万円	100百万円	1百万円
3	時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額		
(1)	その他有価証券		
譲渡性預金		239,500百万円	
(2)	子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式		13,679百万円	

(前連結会計年度)(平成19年3月31日現在)

有価証券			
1	満期保有目的の債券で時価のあるもの 該当なし。		
2	その他有価証券で時価のあるもの		
	取得原価	連結貸借対照表計上額	差額
株式	46,779百万円	88,304百万円	41,525百万円
その他	150百万円	194百万円	44百万円
3	時価評価されていない主な有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額		
(1)	その他有価証券		
非上場株式		14,326百万円	
(2)	子会社株式及び関連会社株式		
非上場株式		14,073百万円	

(デリバティブ取引関係)

(前中間連結会計期間)(平成18年9月30日現在)

ヘッジ会計を適用しているためデリバティブ取引に関する注記を省略している。

(当中間連結会計期間)(平成19年9月30日現在)

ヘッジ会計を適用しているためデリバティブ取引に関する注記を省略している。

(前連結会計年度)(平成19年3月31日現在)

ヘッジ会計を適用しているためデリバティブ取引に関する注記を省略している。

[前へ](#)

## (セグメント情報)

## 【事業の種類別セグメント情報】

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				
	エレクトロ ニクス機器 (百万円)	電子部品等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	918,636	547,057	1,465,693	—	1,465,693
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	5,438	217,290	222,728	( 222,728)	—
計	924,074	764,347	1,688,421	( 222,728)	1,465,693
営業費用	886,909	708,451	1,595,360	( 219,834)	1,375,526
営業利益	37,165	55,896	93,061	( 2,894)	90,167

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				
	エレクトロ ニクス機器 (百万円)	電子部品等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	1,130,829	510,047	1,640,876	—	1,640,876
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	3,849	300,775	304,624	( 304,624)	—
計	1,134,678	810,822	1,945,500	( 304,624)	1,640,876
営業費用	1,101,534	767,685	1,869,219	( 307,400)	1,561,819
営業利益	33,144	43,137	76,281	2,776	79,057

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
	エレクトロ ニクス機器 (百万円)	電子部品等 (百万円)	計 (百万円)	消去又は全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高					
(1) 外部顧客に対する売上高	2,058,109	1,069,662	3,127,771	—	3,127,771
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	9,431	492,024	501,455	( 501,455)	—
計	2,067,540	1,561,686	3,629,226	( 501,455)	3,127,771
営業費用	1,985,835	1,456,167	3,442,002	( 500,762)	2,941,240
営業利益	81,705	105,519	187,224	( 693)	186,531

(注) 1 事業区分の方法及び各区分に属する主要な製品の名称

(1) 事業区分の方法

事業区分は、製品の製造及び販売方法の共通性により区分している。

(2) 各区分に属する主要な製品の名称

事業区分	主要製品名
エレクトロニクス機器	液晶カラーテレビ、カラーテレビ、プロジェクター、DVDレコーダー、CDステレオ、ファクシミリ、携帯電話機、冷蔵庫、電子レンジ、エアコン、洗濯機、空気清浄機、パーソナルコンピュータ、モバイルコミュニケーション端末、電子辞書、電卓、液晶カラーモニター、静電複合機等の電子・電気機器
電子部品等	CCD・CMOSイメージャ、液晶用LSI、マイコン、フラッシュメモリ、複合メモリ、TFT液晶ディスプレイモジュール、デューティー液晶ディスプレイモジュール、システム液晶ディスプレイモジュール、太陽電池、衛星放送用部品、高周波モジュール、半導体レーザー、LED、光ピックアップ、光センサ、光通信部品等の電子部品

- 2 前中間連結会計期間及び前連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。
- 3 「会計処理の変更」に記載のとおり、従来、営業外収益の「特許料・技術指導料等収入」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用は、前中間連結会計期間及び前連結会計年度より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上することに変更している。この結果、従来の方法によった場合に比べて前中間連結会計期間の「エレクトロニクス機器」の売上高は1,661百万円、営業費用は1,501百万円、営業利益は160百万円それぞれ増加し、「電子部品等」の売上高は6,584百万円、営業費用は750百万円、営業利益は5,834百万円それぞれ増加している。また、前連結会計年度の「エレクトロニクス機器」の売上高は3,583百万円、営業費用は2,852百万円、営業利益は731百万円それぞれ増加し、「電子部品等」の売上高は12,031百万円、営業費用は1,606百万円、営業利益は10,425百万円それぞれ増加している。
- 4 当社の在米国連結子会社は、前連結会計年度より、改正後の米国の退職給付に係る会計基準を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。
- 5 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間連結会計期間の「エレクトロニクス機器」の営業費用は879百万円増加し、営業利益は同額減少しており、「電子部品等」の営業費用は1,054百万円増加し、営業利益は同額減少している。
- 6 当中間連結会計期間より、役員退職慰労金について、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。

【所在地別セグメント情報】

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)							
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	889,558	234,575	230,588	52,929	58,043	1,465,693	—	1,465,693
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	419,170	3,178	1,619	185,390	101,672	711,029	(711,029)	—
計	1,308,728	237,753	232,207	238,319	159,715	2,176,722	(711,029)	1,465,693
営業費用	1,225,302	233,627	229,113	235,896	159,273	2,083,211	(707,685)	1,375,526
営業利益	83,426	4,126	3,094	2,423	442	93,511	(3,344)	90,167

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)							
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	943,940	278,755	260,534	84,255	73,392	1,640,876	—	1,640,876
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	480,904	3,545	1,903	215,058	132,812	834,222	(834,222)	—
計	1,424,844	282,300	262,437	299,313	206,204	2,475,098	(834,222)	1,640,876
営業費用	1,358,667	280,521	260,053	296,265	204,729	2,400,235	(838,416)	1,561,819
営業利益	66,177	1,779	2,384	3,048	1,475	74,863	4,194	79,057

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)							
	日本 (百万円)	米州 (百万円)	欧州 (百万円)	中国 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去又は 全社 (百万円)	連結 (百万円)
売上高								
(1) 外部顧客に 対する売上高	1,860,199	526,325	490,338	129,449	121,460	3,127,771	—	3,127,771
(2) セグメント間の内部 売上高又は振替高	909,956	7,076	3,445	394,878	218,244	1,533,599	(1,533,599)	—
計	2,770,155	533,401	493,783	524,327	339,704	4,661,370	(1,533,599)	3,127,771
営業費用	2,606,939	523,868	485,654	515,485	337,588	4,469,534	(1,528,294)	2,941,240
営業利益	163,216	9,533	8,129	8,842	2,116	191,836	(5,305)	186,531

- (注) 1 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
- 2 前中間連結会計期間及び前連結会計年度より、重要性の観点から、前々中間連結会計期間及び前々連結会計年度は「その他」に含めていた「中国」を区分表示し、前々中間連結会計期間及び前々連結会計年度は区分表示していた「アジア」を「その他」に含めている。「中国」の前々中間連結会計期間における売上高は146,623百万円、営業利益は3,482百万円、前々連結会計年度における売上高は353,089百万円、営業利益は6,757百万円である。また、「アジア」の前中間連結会計期間における売上高は140,429百万円、営業利益は321百万円、前連結会計年度における売上高は301,877百万円、営業利益は1,949百万円である。
- 3 本邦以外の区分に属する主な国又は地域
- (1) 米州……………米国、カナダ
  - (2) 欧州……………ドイツ、イギリス、イタリア、フランス、スペイン
  - (3) その他………アジア、大洋州、中近東
- 4 前中間連結会計期間及び前連結会計年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。
- 5 「会計処理の変更」に記載のとおり、従来、営業外収益の「特許料・技術指導料等収入」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用は、前中間連結会計期間及び前連結会計年度より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上することに変更している。この結果、従来の方法によった場合に比べて前中間連結会計期間の「日本」の売上高は17,570百万円、営業費用は9,830百万円、営業利益は7,740百万円それぞれ増加し、「消去又は全社」の売上高は9,325百万円、営業費用は7,579百万円、営業利益は1,746百万円それぞれ減少している。また、前連結会計年度の「日本」の売上高は38,151百万円、営業費用は20,779百万円、営業利益は17,372百万円それぞれ増加し、「消去又は全社」の売上高は22,537百万円、営業費用は16,321百万円、営業利益は6,216百万円それぞれ減少している。
- 6 当社の在米国連結子会社は、前連結会計年度より、改正後の米国の退職給付に係る会計基準を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。
- 7 当社及び国内連結子会社は、法人税法の改正に伴い、当中間連結会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間連結会計期間の「日本」の営業費用は1,933百万円増加し、営業利益は同額減少している。
- 8 当中間連結会計期間より、役員退職慰労金について、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用している。これによる損益に与える影響は軽微である。

【海外売上高】

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)				
	米州	欧州	中国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	262,462	249,299	147,116	96,131	755,008
II 連結売上高(百万円)					1,465,693
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	17.9	17.0	10.0	6.6	51.5

	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)				
	米州	欧州	中国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	311,651	274,744	171,130	99,122	856,647
II 連結売上高(百万円)					1,640,876
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	19.0	16.8	10.4	6.0	52.2

	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
	米州	欧州	中国	その他	計
I 海外売上高(百万円)	582,588	523,301	305,895	189,049	1,600,833
II 連結売上高(百万円)					3,127,771
III 連結売上高に占める 海外売上高の割合(%)	18.6	16.7	9.8	6.1	51.2

- (注) 1 海外売上高は、当社及び連結子会社の本邦以外の国又は地域における売上高である。
- 2 国又は地域の区分は、地理的近接度によっている。
- 3 前中間連結会計期間及び前連結会計年度より、重要性の観点から、前々中間連結会計期間及び前々連結会計年度は「その他」に含めていた「中国」を区分表示し、前々中間連結会計期間及び前々連結会計年度は区分表示していた「アジア」を「その他」に含めている。「中国」の前々中間連結会計期間における売上高は89,385百万円、前々連結会計年度における売上高は195,333百万円である。また、「アジア」の前中間連結会計期間における売上高は74,077百万円、前連結会計年度における売上高は146,227百万円である。
- 4 各区分に属する主な国又は地域
- (1) 米州……米国、カナダ、中南米
  - (2) 欧州……ドイツ、イギリス、イタリア、フランス、スペイン
  - (3) その他……アジア、大洋州、中近東、アフリカ
- 5 「会計処理の変更」に記載のとおり、従来、営業外収益の「特許料・技術指導料等収入」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用は、前中間連結会計期間及び前連結会計年度より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上することに変更している。この結果、従来の方法によった場合に比べて前中間連結会計期間の海外売上高は、「欧州」で45百万円、「中国」で7,156百万円、「その他」で543百万円それぞれ増加している。また、前連結会計年度の海外売上高は、「欧州」で102百万円、「中国」で13,126百万円、「その他」で1,022百万円それぞれ増加している。

## (1株当たり情報)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり純資産額 1,039.64円	1株当たり純資産額 1,105.41円	1株当たり純資産額 1,084.76円
1株当たり中間純利益 42.66円	1株当たり中間純利益 39.71円	1株当たり当期純利益 93.25円
潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 -円	潜在株式調整後 1株当たり中間純利益 37.04円	潜在株式調整後 1株当たり当期純利益 90.00円
なお、潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため、記載していない。		

(注) 1株当たり中間(当期)純利益及び潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定上の基礎は、以下のとおりである。

	前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益(百万円)	46,540	43,310	101,717
普通株主に帰属しない金額 (百万円)	-	-	-
普通株式に係る中間(当期)純利益 (百万円)	46,540	43,310	101,717
普通株式の期中平均株式数 (千株)	1,090,849	1,090,614	1,090,790
潜在株式調整後 1株当たり中間(当期)純利益			
中間(当期)純利益調整額 (百万円)	-	10	10
(うち社債発行費償却等(税額相当額控除後)(百万円))	-	(10)	(10)
普通株式増加数(千株)	-	79,019	39,510
(うち新株予約権付社債(千株))	-	(79,019)	(39,510)
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益の算定に含めなかった潜在株式の概要	-	-	-

(重要な後発事象)

前中間連結会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間連結会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前連結会計年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>当社は、平成18年9月26日開催の取締役会において、第20回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議し、平成18年10月17日に払込みが完了した。</p> <p>その概要は次のとおりである。</p> <p>①発行総額 2,000億円</p> <p>②社債の発行 額面100円につき金 価額 100円</p> <p>③社債の発行 額面100円につき金 価格 102円50銭</p> <p>④社債の利率 利息を付さない</p> <p>⑤社債の償還 平成25年9月30日 期限</p> <p>⑥新株予約権 無償とする の発行価額</p> <p>⑦新株予約権 社債の発行価額と の行使に際 同額とする して払込を なすべき額</p> <p>⑧転換価額 1株につき2,531円</p> <p>⑨新株予約権 200,000個 の総数</p> <p>⑩新株予約権 平成18年11月1日 の行使期間 から平成25年9月 27日まで</p> <p>⑪払込期日 平成18年10月17日</p> <p>⑫資金使途 設備資金</p>		

(2) 【その他】

該当事項なし。

## 2 【中間財務諸表等】

### (1) 【中間財務諸表】

#### ① 【中間貸借対照表】

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)		
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	
(資産の部)								
I 流動資産								
1 現金及び預金		336,597		97,060		371,306		
2 受取手形		40		173		44		
3 売掛金		388,160		398,419		450,451		
4 譲渡性預金		—		239,500		—		
5 たな卸資産		166,979		213,443		204,388		
6 未収入金		—		124,040		—		
7 その他		155,995		57,172		151,542		
8 貸倒引当金		△24		△26		△26		
流動資産合計			1,047,749	46.3	1,129,782	45.6	1,177,707	48.7
II 固定資産								
1 有形固定資産	※1							
(1) 建物		241,432		250,025		250,031		
(2) 機械及び装置		389,293		454,140		428,065		
(3) 建設仮勘定		95,636		99,155		56,194		
(4) その他		112,480		144,992		112,960		
有形固定資産合計		838,843		948,313		847,251		
2 無形固定資産								
(1) 工業所有権・ 施設利用権		12,055		11,101		11,688		
(2) ソフトウェア		27,678		41,765		38,848		
無形固定資産合計		39,733		52,867		50,536		
3 投資その他の資産								
(1) 投資有価証券		249,288		240,841		246,552		
(2) その他		87,687		102,759		91,681		
(3) 貸倒引当金		△2		△2		△2		
投資その他の資産合計		336,973		343,598		338,231		
固定資産合計			1,215,550	53.7	1,344,778	54.2	1,236,020	51.1
III 繰延資産								
1 社債発行費		—		4,491		4,865		
繰延資産合計		—	—	4,491	0.2	4,865	0.2	
資産合計			2,263,300	100.0	2,479,052	100.0	2,418,592	100.0

区分	注記 番号	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)		当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)		前事業年度の 要約貸借対照表 (平成19年3月31日現在)	
		金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)	金額(百万円)	構成比 (%)
(負債の部)							
I 流動負債							
1	支払手形	7,428		8,267		7,753	
2	買掛金	510,023		587,279		587,869	
3	短期借入金	10,000		50,000		20,000	
4	コマーシャルペーパー	142,000		62,000		3,500	
5	未払金	166,668		185,150		141,886	
6	賞与引当金	22,600		23,300		22,800	
7	役員賞与引当金	—		208		529	
8	製品保証引当金	3,910		4,450		4,360	
9	その他	200,668		148,401		213,556	
	流動負債合計	1,063,299	47.0	1,069,056	43.1	1,002,254	41.4
II 固定負債							
1	社債	50,000		50,000		50,000	
2	新株予約権付社債	—		204,284		204,642	
3	長期借入金	70,000		30,000		50,000	
4	役員退職慰労引当金	—		828		—	
	固定負債合計	120,000	5.3	285,113	11.5	304,643	12.6
	負債合計	1,183,299	52.3	1,354,169	54.6	1,306,898	54.0
(純資産の部)							
I 株主資本							
1	資本金	204,675	9.1	204,675	8.3	204,675	8.5
2	資本剰余金						
(1)	資本準備金	261,415		261,415		261,415	
(2)	その他資本剰余金	876		884		880	
	資本剰余金合計	262,291	11.6	262,299	10.6	262,295	10.8
3	利益剰余金						
(1)	利益準備金	26,115		26,115		26,115	
(2)	その他利益剰余金						
	特別償却準備金	13,623		20,119		20,119	
	固定資産圧縮積立金	4,514		4,388		4,388	
	固定資産圧縮特別勘定積立金	0		105		105	
	退職給与積立金	1,756		1,756		1,756	
	配当準備積立金	2,900		2,900		2,900	
	別途積立金	492,950		544,950		492,950	
	繰越利益剰余金	74,100		68,921		100,197	
	利益剰余金合計	615,958	27.2	669,254	27.0	648,530	26.8
4	自己株式	△26,583	△1.2	△27,081	△1.1	△26,843	△1.1
	株主資本合計	1,056,341	46.7	1,109,147	44.8	1,088,657	45.0
II 評価・換算差額等							
1	その他有価証券 評価差額金	24,203	1.0	16,732	0.7	23,117	1.0
2	繰延ヘッジ損益	△544	—	△997	△0.1	△79	—
	評価・換算差額等合計	23,659	1.0	15,735	0.6	23,037	1.0
	純資産合計	1,080,000	47.7	1,124,882	45.4	1,111,694	46.0
	負債純資産合計	2,263,300	100.0	2,479,052	100.0	2,418,592	100.0

② 【中間損益計算書】

区分	注記 番号	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)		当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)		前事業年度の 要約損益計算書 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)				
		金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)	金額(百万円)	百分比 (%)			
I 売上高			1,224,117	100.0		1,337,878	100.0		2,595,470	100.0
II 売上原価			1,015,317	82.9		1,129,242	84.4		2,154,562	83.0
売上総利益			208,799	17.1		208,636	15.6		440,907	17.0
III 販売費及び一般管理費			135,940	11.1		154,978	11.6		297,198	11.5
営業利益			72,858	6.0		53,657	4.0		143,708	5.5
IV 営業外収益										
1 受取利息		1,851			2,206			3,955		
2 受取配当金		8,576			5,827			12,120		
3 その他		8,544	18,972	1.5	10,190	18,224	1.4	18,592	34,668	1.4
V 営業外費用										
1 支払利息		987			1,033			2,004		
2 その他		14,762	15,750	1.3	17,532	18,566	1.4	29,227	31,232	1.2
経常利益			76,081	6.2		53,316	4.0		147,144	5.7
VI 特別利益			43	—		2,095	0.1		1,624	0.1
VII 特別損失			6,017	0.5		4,258	0.3		13,940	0.6
税引前中間(当期) 純利益			70,107	5.7		51,153	3.8		134,828	5.2
法人税、住民税 及び事業税		17,570			8,540			34,370		
法人税等調整額		5,390	22,960	1.8	6,620	15,160	1.1	7,650	42,020	1.6
中間(当期)純利益			47,147	3.9		35,993	2.7		92,808	3.6

③ 【中間株主資本等変動計算書】

前中間会計期間(自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

	株主資本											
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金						利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金						
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	退職給与積立金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高(百万円)	204,675	261,415	872	262,287	26,115	9,725	4,647	1,756	2,900	441,950	95,276	582,369
中間会計期間中の 変動額												
特別償却準備金の 積立(注)						3,898					△3,898	—
固定資産圧縮積立金の 取崩(注)							△133				133	—
別途積立金の 積立(注)									51,000		△51,000	—
剰余金の配当 (注)											△13,090	△13,090
役員賞与金(注)											△468	△468
中間純利益											47,147	47,147
自己株式の取得												
自己株式の処分			3	3								
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)												
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	—	—	3	3	—	3,898	△133	—	—	51,000	△21,176	33,588
平成18年9月30日 残高(百万円)	204,675	261,415	876	262,291	26,115	13,623	4,514	1,756	2,900	492,950	74,100	615,958

	株主資本		評価・換算差額等			純資産 合計
	自己 株式	株主 資本 合計	その他 有価証 券評価 差額金	繰延 ヘッジ 損益	評価・ 換算 差額等 合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	△26,380	1,022,952	26,481	—	26,481	1,049,434
中間会計期間中の 変動額						
特別償却準備金の 積立(注)		—				—
固定資産圧縮積立金の 取崩(注)		—				—
別途積立金の 積立(注)		—				—
剰余金の配当 (注)		△13,090				△13,090
役員賞与金(注)		△468				△468
中間純利益		47,147				47,147
自己株式の取得	△212	△212				△212
自己株式の処分	8	12				12
株主資本以外の 項目の中間会計 期間中の変動額 (純額)			△2,278	△544	△2,822	△2,822
中間会計期間中の 変動額合計 (百万円)	△203	33,388	△2,278	△544	△2,822	30,566
平成18年9月30日 残高(百万円)	△26,583	1,056,341	24,203	△544	23,659	1,080,000

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

当中間会計期間(自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金			利益剰余金								
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金							利益剰余金合計
						特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	退職給与積立金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
平成19年3月31日 残高(百万円)	204,675	261,415	880	262,295	26,115	20,119	4,388	105	1,756	2,900	492,950	100,197	648,530
中間会計期間中の変動額													
別途積立金の積立											52,000	△52,000	—
剰余金の配当												△15,269	△15,269
中間純利益												35,993	35,993
自己株式の取得													
自己株式の処分			4	4									
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)													
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	—	—	4	4	—	—	—	—	—	—	52,000	△31,275	20,724
平成19年9月30日 残高(百万円)	204,675	261,415	884	262,299	26,115	20,119	4,388	105	1,756	2,900	544,950	68,921	669,254

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成19年3月31日 残高(百万円)	△26,843	1,088,657	23,117	△79	23,037	1,111,694
中間会計期間中の変動額						
別途積立金の積立		—				—
剰余金の配当		△15,269				△15,269
中間純利益		35,993				35,993
自己株式の取得	△245	△245				△245
自己株式の処分	7	11				11
株主資本以外の項目の中間会計期間中の変動額(純額)			△6,384	△918	△7,302	△7,302
中間会計期間中の変動額合計(百万円)	△237	20,490	△6,384	△918	△7,302	13,188
平成19年9月30日 残高(百万円)	△27,081	1,109,147	16,732	△997	15,735	1,124,882

前事業年度(自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

	株主資本												
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金							利益剰余金合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		その他利益剰余金							
					特別償却準備金	固定資産圧縮積立金	固定資産圧縮特別勘定積立金	退職給与積立金	配当準備積立金	別途積立金	繰越利益剰余金		
平成18年3月31日 残高(百万円)	204,675	261,415	872	262,287	26,115	9,725	4,647	0	1,756	2,900	441,950	95,276	582,369
事業年度中の変動額													
特別償却準備金の積立(注)						3,898						△3,898	—
特別償却準備金の積立						6,496						△6,496	—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)							△133					133	—
固定資産圧縮積立金の取崩							△126					126	—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立								105				△105	—
別途積立金の積立(注)											51,000	△51,000	—
剰余金の配当(注)												△13,090	△13,090
剰余金の配当												△13,089	△13,089
役員賞与金(注)												△468	△468
当期純利益												92,808	92,808
自己株式の取得													
自己株式の処分				7	7								
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)													
事業年度中の変動額合計(百万円)	—	—	7	7	—	10,394	△259	105	—	—	51,000	4,920	66,160
平成19年3月31日 残高(百万円)	204,675	261,415	880	262,295	26,115	20,119	4,388	105	1,756	2,900	492,950	100,197	648,530

	株主資本		評価・換算差額等			純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	繰延ヘッジ損益	評価・換算差額等合計	
平成18年3月31日 残高(百万円)	△26,380	1,022,952	26,481	—	26,481	1,049,434
事業年度中の変動額						
特別償却準備金の積立(注)		—				—
特別償却準備金の積立		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩(注)		—				—
固定資産圧縮積立金の取崩		—				—
固定資産圧縮特別勘定積立金の積立		—				—
別途積立金の積立(注)		—				—
剰余金の配当(注)		△13,090				△13,090
剰余金の配当		△13,089				△13,089
役員賞与金(注)		△468				△468
当期純利益		92,808				92,808
自己株式の取得	△479	△479				△479
自己株式の処分	16	24				24
株主資本以外の項目の事業年度中の変動額(純額)			△3,364	△79	△3,444	△3,444
事業年度中の変動額合計(百万円)	△463	65,704	△3,364	△79	△3,444	62,260
平成19年3月31日 残高(百万円)	△26,843	1,088,657	23,117	△79	23,037	1,111,694

(注) 平成18年6月の定時株主総会における利益処分項目である。

中間財務諸表作成の基本となる重要な事項

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
1 資産の評価基準及び評価方法	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 ……総平均法による原価法 その他有価証券 時価のあるもの 中間期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) 時価のないもの 総平均法による原価法</p> <p>(2) たな卸資産 製品 ……移動平均法による低価法 原材料・仕掛品・貯蔵品 ……最終取得原価法による原価法</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左  その他有価証券 時価のあるもの 同左  時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 製品 同左  原材料・仕掛品・貯蔵品 同左</p>	<p>(1) 有価証券 子会社株式及び関連会社株式 同左  その他有価証券 時価のあるもの 期末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法により算定) 時価のないもの 同左</p> <p>(2) たな卸資産 製品 同左  原材料・仕掛品・貯蔵品 同左</p>
2 固定資産の減価償却の方法	<p>(1) 有形固定資産 定率法を採用している。 ただし、三重工場及び亀山工場の機械及び装置については定額法によっている。 なお、平成10年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く。)については、定額法を採用している。</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用している。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっている。</p> <p>(3) 長期前払費用 均等償却を行っている。</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 定額法を採用している。 ただし、ソフトウェア(自社利用分)については、主として社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法、製品組込ソフトウェアについては、見込販売数量に基づく方法によっている。</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>	<p>(1) 有形固定資産 同左</p> <p>(2) 無形固定資産 同左</p> <p>(3) 長期前払費用 同左</p>
3 繰延資産の処理方法	<p>——</p>	<p>社債発行費は、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却している。</p>	<p>同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
4 引当金の計上基準	<p>(1) 貸倒引当金 債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当中間会計期間の負担額を計上している。</p> <p>(3) ———</p> <p>(4) 製品保証引当金 製品の保証期間内のアフターサービスに要する費用の支出に備えるため、過去の実績を基礎に将来の保証見込額を加味して計上している。</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上している。 なお、会計基準変更時差異(47,966百万円)については、7年による按分額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしている。</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 同左</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額の当中間会計期間負担額を計上している。</p> <p>(4) 製品保証引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 同左</p>	<p>(1) 貸倒引当金 同左</p> <p>(2) 賞与引当金 従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期の負担額を計上している。</p> <p>(3) 役員賞与引当金 役員賞与の支出に備えて、当事業年度における支給見込額に基づき計上している。</p> <p>(4) 製品保証引当金 同左</p> <p>(5) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上している。 なお、会計基準変更時差異(47,966百万円)については、7年による按分額を費用処理している。 過去勤務債務は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により費用処理している。 数理計算上の差異は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(16年)による按分額により翌事業年度から費用処理することとしている。</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
	(6) ———	(6) 役員退職慰労引当金 役員の退職慰労金の支出に備えて、内規に基づく中間期末要支給額を計上している。	(6) ———
5 リース取引の処理方法	リース物件の所有権が借主に移転すると認められるものの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっている。	同左	同左
6 ヘッジ会計の方法	<p>(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 繰延ヘッジ処理によっている。また、為替予約が付されている外貨建資産・負債については振当処理を、特例処理の要件を満たしている金利スワップについては特例処理を行っている。</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 ヘッジ手段 ……デリバティブ取引 (為替予約取引及び金利スワップ取引) ヘッジ対象 ……外貨建資産・負債 (主として、輸出入取引に係る債権・債務)及び借入金</p> <p>(3) ヘッジ方針 当社の社内規定に基づき、資産・負債に係る為替変動リスク及び金利変動リスクを回避する目的で、デリバティブ取引を行っている。</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 ヘッジ手段とヘッジ対象に関する重要な条件が同一であり、ヘッジ開始時及びその後も継続して、相場変動又はキャッシュ・フロー変動を完全に相殺するものと見込まれるため、ヘッジの有効性の判定は省略している。</p>	<p>(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>	<p>(1) 繰延ヘッジ等のヘッジ会計の方法 同左</p> <p>(2) ヘッジ手段とヘッジ対象 同左</p> <p>(3) ヘッジ方針 同左</p> <p>(4) ヘッジ有効性評価の方法 同左</p>

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
7 その他中間財務諸表(財務諸表)作成のための基本となる重要な事項	(1) 消費税等の会計処理 税抜方式によってい る。 (2) 連結納税制度の適用 連結納税制度を適用し ている。 (3) _____	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左 (3) 法人税等の会計処理 当中間会計期間に係る 納付税額及び法人税等 調整額は、当事業年度 において予定している 特別償却準備金の積立 て及び取崩しを前提と して、当中間会計期間 に係る金額を計算して いる。	(1) 消費税等の会計処理 同左 (2) 連結納税制度の適用 同左 (3) _____

[次へ](#)

会計処理の変更

<p>前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)</p>
<p>(役員賞与に関する会計基準) 当中間会計期間より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これによる損益に与える影響は軽微である。</p>	<p>——</p>	<p>(役員賞与に関する会計基準) 当事業年度より、「役員賞与に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年11月29日 企業会計基準第4号)を適用している。 これによる損益に与える影響は軽微である。</p>
<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当中間会計期間より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,080,544百万円である。 なお、当中間会計期間における中間貸借対照表の純資産の部については、中間財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の中間財務諸表等規則により作成している。</p>	<p>——</p>	<p>(貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準) 当事業年度より、「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準第5号)及び「貸借対照表の純資産の部の表示に関する会計基準等の適用指針」(企業会計基準委員会 平成17年12月9日 企業会計基準適用指針第8号)を適用している。 これまでの資本の部の合計に相当する金額は、1,111,774百万円である。 なお、当事業年度における貸借対照表の純資産の部については、財務諸表等規則の改正に伴い、改正後の財務諸表等規則により作成している。</p>
<p>(特許料・技術指導料等収入及び関連費用) 従来、営業外収益の「その他」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用は、当中間会計期間より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上することに変更している。この変更は、当社の事業活動の成果である当該収入の増加等に伴い、損益区分をより適切に表示するために行ったものである。 この結果、従来の方法による場合に比べて当中間会計期間の売上高は17,570百万円、売上原価は9,830百万円、営業利益は7,740百万円それぞれ増加しているが、経常利益及び税引前中間純利益に与える影響はない。</p>	<p>——</p>	<p>(特許料・技術指導料等収入及び関連費用) 従来、営業外収益及び営業外費用に計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用は、当事業年度より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上することに変更している。この変更は、当社の事業活動の成果である当該収入の増加等に伴い、損益区分をより適切に表示するために行ったものである。 この結果、従来の方法による場合に比べて当事業年度の売上高は38,151百万円、売上原価は20,779百万円、営業利益は17,371百万円それぞれ増加しているが、経常利益及び税引前当期純利益に与える影響はない。</p>

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
—	—	<p>(社債発行費の会計処理)</p> <p>従来、社債発行費は支出時に全額費用処理していたが、当事業年度より、繰延資産に計上の上、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更している。この変更は、社債発行の大型化に伴い、社債発行費も多額になること、社債発行費の効果が支出時のみならず償還期間にわたると考えられること及び社債の会計処理として償却原価法が適用され、発行価格と額面の差額の合計額5,000百万円が、償還期間にわたり収益に計上されることを勘案し、資金調達費用をより合理的に配分し、期間損益計算の適正化を図るために行ったものである。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当事業年度の経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ4,865百万円増加している。</p> <p>なお、当会計処理の変更が下期に行われたのは、当中間会計期間での社債の発行はなく社債発行費も発生していなかったためであり、当中間会計期間に及ぼす影響はない。</p>
—	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、当中間会計期間より、平成19年4月1日以降に取得した有形固定資産について、改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更している。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間会計期間の営業利益、経常利益、及び税引前中間純利益は、それぞれ1,928百万円減少している。</p>	—

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
——	<p>(役員退職慰労引当金の計上基準)</p> <p>役員退職慰労金は、従来、支出時の費用として処理していたが、当中間会計期間より、改正後の「租税特別措置法上の準備金及び特別法上の引当金又は準備金並びに役員退職慰労引当金等に関する監査上の取扱い」(日本公認会計士協会 平成19年4月13日 監査・保証実務委員会報告第42号)を適用し、内規に基づく中間期末要支給額を役員退職慰労引当金として計上することに変更している。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間会計期間の営業利益及び経常利益はそれぞれ65百万円減少し、税引前中間純利益は828百万円減少している。</p>	——

表示方法の変更

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)
——	<p>「譲渡性預金」は、これまで「現金及び預金」に含めて表示していたが、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会 平成19年7月4日 会計制度委員会報告第14号)、「「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」の取扱いに関する留意事項について」(平成19年10月2日)及び「金融商品会計に関するQ&amp;A」(日本公認会計士協会 平成19年11月6日 会計制度委員会)の改正に伴い、区分掲記することに変更した。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「譲渡性預金」の金額は、234,500百万円である。</p>
——	<p>「未収入金」は、前中間会計期間末においては流動資産の「その他」に含めて表示していたが、当中間会計期間末において資産の総額の100分の5を超えたため、区分掲記することに変更した。</p> <p>なお、前中間会計期間末の「未収入金」の金額は、101,441百万円である。</p>

追加情報

<p>前中間会計期間 (自 平成18年 4月 1日 至 平成18年 9月30日)</p>	<p>当中間会計期間 (自 平成19年 4月 1日 至 平成19年 9月30日)</p>	<p>前事業年度 (自 平成18年 4月 1日 至 平成19年 3月31日)</p>
		<p>(製品組込みソフトウェアの会計処理)</p> <p>製品組込みソフトウェアの会計処理については、従来、事務処理の便宜上、外部委託ソフトウェアの検収時に経費処理する簡便的な方法によっていたが、当下期において、複雑化・多機能化した機器の生産拡大に伴い、搭載されるソフトウェアの金額的重要性が増したため、当事業年度より、「研究開発費等に係る会計基準」に従い、検収時に資産計上した上、販売時に経費処理することとしている。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当事業年度の営業利益、経常利益及び税引前当期純利益は、それぞれ11,055百万円増加している。</p>
	<p>(有形固定資産の減価償却の方法)</p> <p>法人税法の改正に伴い、平成19年 3月31日以前に取得した有形固定資産については、改正前の法人税法に基づく減価償却の方法の適用により取得価額の5%に到達した事業年度の翌事業年度より、取得価額の5%相当額と備忘価額との差額を5年間にわたり均等償却し、減価償却費に含めて計上している。</p> <p>この結果、従来の方法によった場合に比べて当中間会計期間の営業利益、経常利益及び税引前中間純利益は、それぞれ3,918百万円減少している。</p>	
	<p>(社債発行費の会計処理)</p> <p>従来、社債発行費は支出時に全額費用処理していたが、前事業年度の下期より、繰延資産に計上の上、社債の償還までの期間にわたり定額法により償却する方法に変更している。したがって前中間会計期間は従来の方法によっているが、前中間会計期間での社債の発行はなく社債発行費も発生していなかったため、この変更に伴う前中間会計期間の損益に与える影響はない。</p>	

注記事項

(中間貸借対照表関係)

(単位：百万円)

項目	前中間会計期間末 (平成18年9月30日現在)	当中間会計期間末 (平成19年9月30日現在)	前事業年度末 (平成19年3月31日現在)
※1 有形固定資産の減価償却累計額	1,387,018	1,535,464	1,461,539
2 偶発債務			
(1) 保証債務	従業員住宅資金借入に対する保証 17,947 銀行等からの借入に対する保証 ビー・ティー・シャープ・セミコンダクター・インドネシア 305 関西リサイクルシステムズ㈱ 275 小計 580 合計 18,528	従業員住宅資金借入に対する保証 22,092 銀行借入に対する保証 関西リサイクルシステムズ㈱ 225 合計 22,317	従業員住宅資金借入に対する保証 19,816 銀行借入に対する保証 関西リサイクルシステムズ㈱ 250 ビー・ティー・シャープ・セミコンダクター・インドネシア 152 小計 402 合計 20,219
(2) 経営指導念書等	子会社の信用を補完することを目的とした当該子会社との合意書である。 シャープ・インターナショナル・ファイナンス(ユナイテッドキングダム)ピー・エル・シー 32,513 シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション 21,994 合計 54,508	子会社の信用を補完することを目的とした当該子会社との合意書である。 シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション 29,107 シャープ・インターナショナル・ファイナンス(ユナイテッドキングダム)ピー・エル・シー 28,269 合計 57,377	子会社の信用を補完することを目的とした当該子会社との合意書である。 シャープ・エレクトロニクス・コーポレーション 17,863 シャープ・インターナショナル・ファイナンス(ユナイテッドキングダム)ピー・エル・シー 16,706 合計 34,569
3 輸出為替手形割引高	387	397	503
4 その他	—	T F T液晶事業に関し、公正取引委員会、米国司法省、欧州委員会競争総局等による調査を受けており、また、米国において民事訴訟が提起されている。	—

## (中間損益計算書関係)

(単位：百万円)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
減価償却実施額は次の とおりである。			
有形固定資産	71,633	89,427	158,823
無形固定資産	5,029	5,292	10,067
合計	76,663	94,720	168,890

## (中間株主資本等変動計算書関係)

(前中間会計期間) (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	19,798	107	6	19,899
合計	19,798	107	6	19,899

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加107千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少6千株は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

(当中間会計期間) (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当中間会計期間 増加株式数(千株)	当中間会計期間 減少株式数(千株)	当中間会計期間末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	20,021	108	5	20,124
合計	20,021	108	5	20,124

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加108千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少5千株は、単元未満株式の売渡しによる減少5千株及び第20回無担保  
転換社債型新株予約権付社債の新株予約権の行使請求に伴う交付による減少(395株)である。

(前事業年度) (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)

## 自己株式の種類及び株式数に関する事項

	前事業年度末 株式数(千株)	当事業年度 増加株式数(千株)	当事業年度 減少株式数(千株)	当事業年度末 株式数(千株)
自己株式				
普通株式	19,798	234	12	20,021
合計	19,798	234	12	20,021

(注) 1 普通株式の自己株式の株式数の増加234千株は、単元未満株式の買取りによる増加である。

2 普通株式の自己株式の株式数の減少12千株は、単元未満株式の売渡しによる減少である。

(単位：百万円)

項目	前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)																																																																																										
	1 リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引	<p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>55,664</td> <td>19,386</td> <td>36,278</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>36,038</td> <td>19,057</td> <td>16,980</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>480</td> <td>336</td> <td>144</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>92,182</td> <td>38,780</td> <td>53,402</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>16,613</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>36,789</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>53,402</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料中間期末残高相当額の算定は、未経過リース料中間期末残高が有形固定資産の中間期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>8,571</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>8,571</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっている。</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	機械及び装置	55,664	19,386	36,278	有形固定資産・その他	36,038	19,057	16,980	その他	480	336	144	合計	92,182	38,780	53,402	1年内	16,613	1年超	36,789	合計	53,402	支払リース料	8,571	減価償却費相当額	8,571	<p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>中間期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>77,616</td> <td>27,451</td> <td>50,164</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>36,719</td> <td>18,351</td> <td>18,368</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>282</td> <td>192</td> <td>89</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>114,617</td> <td>45,995</td> <td>68,621</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>20,752</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>47,869</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>68,621</td> </tr> </tbody> </table> <p>同左</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>10,732</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>10,732</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額	機械及び装置	77,616	27,451	50,164	有形固定資産・その他	36,719	18,351	18,368	その他	282	192	89	合計	114,617	45,995	68,621	1年内	20,752	1年超	47,869	合計	68,621	支払リース料	10,732	減価償却費相当額	10,732	<p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び期末残高相当額</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>取得価額相当額</th> <th>減価償却累計額相当額</th> <th>期末残高相当額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機械及び装置</td> <td>68,965</td> <td>24,659</td> <td>44,306</td> </tr> <tr> <td>有形固定資産・その他</td> <td>41,716</td> <td>23,004</td> <td>18,711</td> </tr> <tr> <td>その他</td> <td>465</td> <td>362</td> <td>103</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>111,147</td> <td>48,026</td> <td>63,121</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 取得価額相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>(2) 未経過リース料期末残高相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>19,109</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>44,012</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>63,121</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 未経過リース料期末残高相当額の算定は、未経過リース料期末残高が有形固定資産の期末残高等に占める割合が低いため、支払利子込み法によっている。</p> <p>(3) 支払リース料及び減価償却費相当額</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>18,347</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>18,347</td> </tr> </tbody> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法 同左</p>		取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額	機械及び装置	68,965	24,659	44,306	有形固定資産・その他	41,716	23,004	18,711	その他	465	362	103	合計	111,147	48,026	63,121	1年内	19,109	1年超	44,012	合計	63,121	支払リース料	18,347	減価償却費相当額
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																																																																										
機械及び装置	55,664	19,386	36,278																																																																																										
有形固定資産・その他	36,038	19,057	16,980																																																																																										
その他	480	336	144																																																																																										
合計	92,182	38,780	53,402																																																																																										
1年内	16,613																																																																																												
1年超	36,789																																																																																												
合計	53,402																																																																																												
支払リース料	8,571																																																																																												
減価償却費相当額	8,571																																																																																												
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	中間期末残高相当額																																																																																										
機械及び装置	77,616	27,451	50,164																																																																																										
有形固定資産・その他	36,719	18,351	18,368																																																																																										
その他	282	192	89																																																																																										
合計	114,617	45,995	68,621																																																																																										
1年内	20,752																																																																																												
1年超	47,869																																																																																												
合計	68,621																																																																																												
支払リース料	10,732																																																																																												
減価償却費相当額	10,732																																																																																												
	取得価額相当額	減価償却累計額相当額	期末残高相当額																																																																																										
機械及び装置	68,965	24,659	44,306																																																																																										
有形固定資産・その他	41,716	23,004	18,711																																																																																										
その他	465	362	103																																																																																										
合計	111,147	48,026	63,121																																																																																										
1年内	19,109																																																																																												
1年超	44,012																																																																																												
合計	63,121																																																																																												
支払リース料	18,347																																																																																												
減価償却費相当額	18,347																																																																																												
2 オペレーティング・リース取引	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>340</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>154</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>495</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	340	1年超	154	合計	495	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>185</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>98</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>283</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	185	1年超	98	合計	283	<p>未経過リース料</p> <table border="1"> <tbody> <tr> <td>1年内</td> <td>211</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>26</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>237</td> </tr> </tbody> </table>	1年内	211	1年超	26	合計	237																																																																								
1年内	340																																																																																												
1年超	154																																																																																												
合計	495																																																																																												
1年内	185																																																																																												
1年超	98																																																																																												
合計	283																																																																																												
1年内	211																																																																																												
1年超	26																																																																																												
合計	237																																																																																												

(有価証券関係)

(前中間会計期間)(平成18年9月30日現在)

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	2,768	5,400	2,631
合計	2,768	5,400	2,631

(当中間会計期間)(平成19年9月30日現在)

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	中間貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	2,768	7,460	4,691
合計	2,768	7,460	4,691

(前事業年度)(平成19年3月31日現在)

有価証券

子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価(百万円)	差額(百万円)
子会社株式	—	—	—
関連会社株式	2,768	7,246	4,478
合計	2,768	7,246	4,478

(重要な後発事象)

前中間会計期間 (自 平成18年4月1日 至 平成18年9月30日)	当中間会計期間 (自 平成19年4月1日 至 平成19年9月30日)	前事業年度 (自 平成18年4月1日 至 平成19年3月31日)
<p>平成18年9月26日開催の取締役会において、第20回無担保転換社債型新株予約権付社債(転換社債型新株予約権付社債間限定同順位特約付)の発行を決議し、平成18年10月17日に払込みが完了した。</p> <p>その概要は次のとおりである。</p> <p>①発行総額 2,000億円</p> <p>②社債の発行 額面100円につき金 価額 100円</p> <p>③社債の発行 額面100円につき金 価格 102円50銭</p> <p>④社債の利率 利息を付さない</p> <p>⑤社債の償還 平成25年9月30日 期限</p> <p>⑥新株予約権 無償とする の発行価額</p> <p>⑦新株予約権 社債の発行価額と の行使に際 同額とする して払込を なすべき額</p> <p>⑧転換価額 1株につき2,531円</p> <p>⑨新株予約権 200,000個 の総数</p> <p>⑩新株予約権 平成18年11月1日 の行使期間 から平成25年9月 27日まで</p> <p>⑪払込期日 平成18年10月17日</p> <p>⑫資金使途 設備資金</p>		

(2) 【その他】

平成19年10月25日開催の取締役会において、平成19年9月30日最終の株主名簿(実質株主名簿を含む)に記載又は記録されている株主又は登録株式質権者に対し、次のとおり第114期中間配当を行うことを決議した。

①中間配当による配当金の総額	15,268,060,626円
②1株当たりの金額	14円
③支払請求の効力発生日及び支払開始日	平成19年12月3日

## 第6 【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出している。

(1) 有価証券報告書及びその添付書類  
（事業年度(第113期) 自平成18年4月1日 至平成19年3月31日)

平成19年6月22日

関東財務局長に提出

(2) 臨時報告書

平成19年11月26日

関東財務局長に提出

企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第9号(代表取締役の異動)に基づく臨時報告書である。

(3) 訂正発行登録書(社債)

平成19年6月22日

平成19年11月26日

関東財務局長に提出

## 第二部 【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項なし。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 園 木 宏 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三 浦 洋 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 上 野 直 樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社の平成18年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、従来、営業外収益の「特許料・技術指導料等収入」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用を、当中間連結会計期間より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上する方法へ変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成18年10月17日に転換社債型新株予約権付社債の払込みが完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 園 木 宏 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 三 浦 洋 印

指 定 社 員  
業 務 執 行 社 員 公認会計士 上 野 直 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結株主資本等変動計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、シャープ株式会社及び連結子会社の平成19年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成18年12月19日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 園 木 宏 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 北 山 久 恵 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 三 浦 洋 印

指 定 社 員  
業務執行社員 公認会計士 上 野 直 樹 印

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成18年4月1日から平成19年3月31日までの第113期事業年度の中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者であり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シャープ株式会社の平成18年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成18年4月1日から平成18年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

## 追記情報

1. 会計処理の変更に記載されているとおり、従来、営業外収益の「その他」及び営業外費用の「その他」にそれぞれ含めて計上していた特許料・技術指導料等収入及び特許料・技術指導料等収入見合費用を、当中間会計期間より、「売上高」及び「売上原価」にそれぞれ含めて計上する方法へ変更した。
2. 重要な後発事象に記載されているとおり、平成18年10月17日に転換社債型新株予約権付社債の払込みが完了した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管している。

# 独立監査人の中間監査報告書

平成19年12月10日

シャープ株式会社  
取締役会 御中

あずさ監査法人

指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	園 木	宏 印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	北 山	久 恵 印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	三 浦	洋 印
指 定 社 員 業 務 執 行 社 員	公 認 会 計 士	上 野	直 樹 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられているシャープ株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第114期事業年度の中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書及び中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、シャープ株式会社の平成19年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(平成19年4月1日から平成19年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

---

※ 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（半期報告書提出会社）が別途保管している。